

# 給付費に係る加算について

令和 3 年度作成

A decorative graphic consisting of several parallel blue lines of varying lengths, arranged in a diagonal pattern from the bottom left towards the top right of the page.

三木市教育委員会 教育振興部 教育・保育課

この説明書は、給付費に係る加算認定の内容について、三木市内の施設向けに可能な限り噛み砕いて説明したものです。加算についてのイメージを掴んでいただければ幸いです。

## 目次

# 認定こども園

I 基本分単価に含まれる職員構成について	- 1 -
◎「常勤」「非常勤」の判断について	- 2 -
◎「常勤」の必要勤務時間の定義は？	- 2 -
◎絶対必要配置職員の内容について	- 3 -
◎職員構成と各加算の関係図について	- 5 -
II 各加算について	- 7 -
◎基本加算部分（ベースとなる加算です。）	- 7 -
処遇改善等加算 I について【1号 2・3号】	- 7 -
◎加算額の算定方法	- 9 -
◎加算取得までの大まかな流れ	- 10 -
◎加算取得の際に必要な資料	- 10 -
◎加算対象の職員	- 11 -
◎配分について	- 11 -
処遇改善における各職員への給与の考え方	- 12 -
副園長・教頭配置加算について【1号】	- 13 -
学級編成調整加配加算について【1号】	- 13 -
3歳児配置改善加算について【1号 2・3号】	- 14 -
満3歳児対応加配加算について【1号】	- 14 -
講師配置加算について【1号】	- 14 -
チーム保育加配加算について【1号 2・3号】	- 15 -
通園送迎加算について【1号】	- 15 -
給食実施加算について【1号】	- 16 -
外部監査費加算について【1号 2・3号】【3月のみ加算】	- 16 -
休日保育加算について【2・3号】	- 17 -
減価償却費加算について【2・3号】	- 17 -
賃借料加算について【2・3号】	- 18 -
夜間保育加算について【2・3号】	- 18 -
副食費徴収免除加算について【1号 2・3号】	- 18 -
加減調整部分について	- 19 -
★主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合【1号 2・3号】	- 19 -

年齢別配置基準を下回る場合【1号 2・3号】 .....	- 21 -
配置基準上求められる職員資格を有しない場合【1号 2・3号】 .....	- 21 -
教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない場合【2・3号】 .....	- 21 -
分園の場合【2・3号】 .....	- 21 -
土曜日に閉所する場合【2・3号】 .....	- 21 -
<b>乗除調整部分について</b> .....	- 22 -
定員を恒常的に超過する場合【1号 2・3号】 .....	- 22 -
<b>特定加算部分について</b> .....	- 23 -
療育支援加算について【1号 2・3号】 .....	- 23 -
事務職員配置加算について【1号】 .....	- 23 -
指導充実加配加算について【1号】 .....	- 24 -
事務負担対応加配加算について【1号】 .....	- 24 -
処遇改善等加算Ⅱについて .....	- 24 -
◎大まかな流れ .....	- 24 -
◎平均年齢別児童数とは .....	- 24 -
◎加算算定対象人数とは .....	- 25 -
◎加算見込額の計算方法 .....	- 26 -
★加算見込額の算出について .....	- 27 -
◎処遇改善計画（加算額の配分の方法）について .....	- 28 -
◎加算取得の際に必要な資料 .....	- 30 -
◎配分の際に気を付けること .....	- 30 -
冷暖房費加算について【1号 2・3号】 .....	- 31 -
施設関係者評価加算について【1号 2・3号】 .....	- 31 -
除雪費加算について【1号 2・3号】 .....	- 31 -
降灰除去費加算について【1号 2・3号】 .....	- 31 -
★高齢者等活躍促進加算について【2・3号】 .....	- 32 -
★施設機能強化推進費加算について【1号 2・3号】 .....	- 34 -
小学校接続加算について【1号 2・3号】 .....	- 35 -
栄養管理加算について【2・3号】 .....	- 36 -
第三者評価受審加算について【1号 2・3号】 .....	- 37 -

# 地域型保育事業

I 基本分単価に含まれる職員構成について	- 39 -
◎「常勤」「非常勤」の判断について	- 40 -
◎「常勤」の必要勤務時間の定義は？	- 40 -
◎絶対必要配置職員の内容について	- 41 -
※従業員枠の子どもの場合（事業所内保育事業のみ）	- 42 -
◎職員構成と各加算の関係図について	- 43 -
II 各加算について	- 44 -
基本加算部分（ベースとなる加算です。）	- 44 -
処遇改善等加算Ⅰについて	- 44 -
◎加算額の算定方法	- 46 -
◎加算取得までの大まかな流れ	- 47 -
◎加算取得の際に必要な資料	- 47 -
◎加算対象の職員	- 48 -
◎配分について	- 48 -
処遇改善における各職員への給与の考え方	- 49 -
障がい児保育加算について	- 50 -
夜間保育加算について	- 50 -
休日保育加算について	- 51 -
減価償却費加算について	- 51 -
賃借料加算について	- 52 -
加減調整部分について	- 52 -
連携施設を設定していない場合について	- 52 -
食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合について	- 53 -
管理者を配置していない場合について	- 53 -
土曜日に閉所する場合	- 53 -
乗除調整部分について	- 54 -
定員を恒常的に超過する場合	- 54 -
特定加算部分について	- 55 -
処遇改善等加算Ⅱについて	- 55 -
◎大まかな流れ	- 55 -
◎平均年齢別児童数とは	- 56 -
◎加算算定対象人数とは	- 56 -

◎加算見込額の計算方法 .....	- 57 -
★加算見込額の算出について .....	- 58 -
◎処遇改善計画（加算額の配分の方法）について .....	- 58 -
◎加算取得の際に必要な資料 .....	- 60 -
◎配分の際に気を付けること .....	- 61 -
冷暖房費加算について .....	- 62 -
除雪費加算について .....	- 62 -
降灰除去費加算について .....	- 62 -
★施設機能強化推進費加算について .....	- 62 -
栄養管理加算について .....	- 64 -
第三者評価受審加算について .....	- 65 -



# 第1章

## 認定こども園

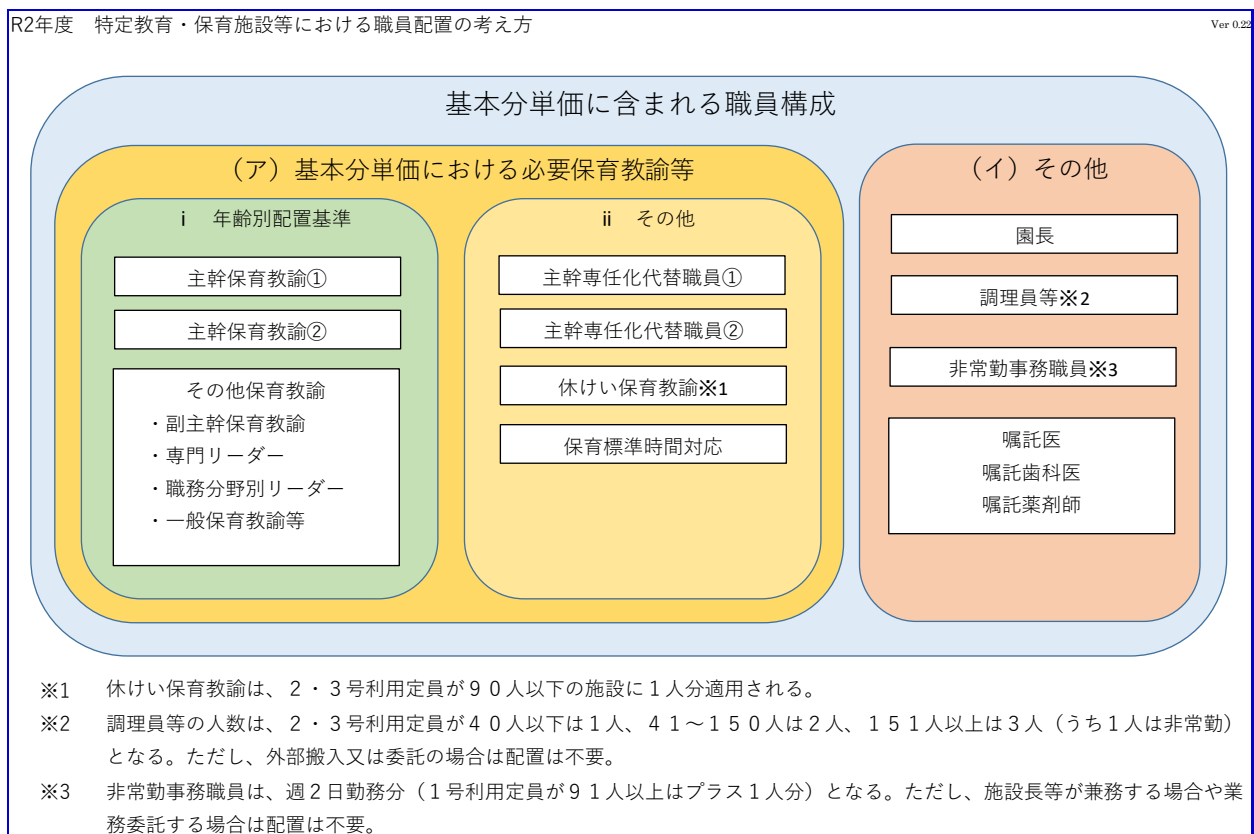
# I 基本分単価に含まれる職員構成について

## ★ 認定こども園の場合

この職員構成は、各種加算を適用する上で、必ず満たしておかなければならない最低限の条件になります。下の図のすべてをクリアしている必要があります。また、認定こども園において「保育教諭」とは、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を持っていることが条件となります。

※この説明資料においては、この「基本分単価に含まれる職員構成図に掲げる必要教諭」をこれ以降「絶対必要配置職員」と呼びます。

### 基本分単価に含まれる職員構成図



（三木市 教育・保育課作成）



## ◎ 「常勤」「非常勤」の判断について

なんとなく使用している言葉ですが、そもそもの意味を説明すると・・・

常勤、非常勤は、労働者を勤務時間で区別する概念です。

正職員や非正規職員、パートや嘱託などは労働者を雇用形態で区別する概念です。

どれもよく労働者の働き方で使われる言葉ですが、根本的な概念が違いますので、これらの言葉が混じりあってしまわないように注意してください。

次に、基本配置や加算における考え方をここで整理します。

## ◎ 「常勤」の必要勤務時間の定義は？

「常勤」について、明確に定義されている法律などはありません。

結論から言えば、施設が定めます。

概ねですが、月160時間（1日8時間 × 20日）に設定しているところが多いです。

また、例えば午前中は施設で勤務して、午後は法人本部で法人に関する事務の仕事をしている、などの場合は、常勤としては扱えません。

### ★常勤的非常勤とは？

日本語としては矛盾しているように聞こえる言葉ですが、実際に存在している言葉です。元々は役所言葉で、フルタイムで働く定数外の職員を指していました。

実際に運用されている意味としては、「1日8時間かつ有期雇用」として契約しているが、年度が替わっても引き続き契約を継続して働いている人を指します。（諸説あり）

## ◎絶対必要配置職員の内容について

### ・年齢別配置基準とは？

各年齢や子ども数に応じた職員の配置基準のことです。

4歳児以上：子ども30人につき教諭1人  
3歳児：子ども20人につき教諭1人  
1・2歳児：子ども6人につき教諭1人  
乳児：子ども3人につき教諭1人

3歳児配置改善加算を適用する場合は、3歳児を子ども15人につき教諭1人として算出します。

を念頭に、下記の計算式により職員数を算出します。

$$\frac{4\text{歳児以上子ども数}}{30} + \frac{3\text{歳児子ども数}}{20} + \frac{1\cdot 2\text{歳児子ども数}}{6} + \frac{\text{乳児子ども数}}{3} = \text{配置基準上必要な保育教諭数}$$

小数点第1位まで計算（第2位は斬捨て） 小数点以下四捨五入

また、下記の教諭を配置することが必要です。

**要注意！**

### ・主幹保育教諭が2人（1号担当が1人、2・3号担当が1人）

主幹保育教諭は、教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等を行い、園長の補佐として施設の総合的な管理運営を行います。

教育担当・保育担当にそれぞれ1人必要です。したがって、一つの認定こども園に、主幹保育教諭は2名必要となります。

なお、辞令については、発令していることが基本ですが、現時点では辞令が無くても減算の対象等にはなりません。ただ、主幹保育教諭については誰がそのポジションにいるのかを決めておく必要があります。

また、主幹保育教諭は、年齢別配置基準に係る職員数の換算対象になります。

- ・副主幹保育教諭やその他役職教諭について

絶対必要配置職員には含まれませんが、職員のキャリアアップのためにも配置しておくべき様々な役職があります。中でも副主幹保育教諭や専門リーダー等、施設の中心的存在に当たる職員は、処遇改善等加算Ⅱの副主任保育士級（上限 40,000/月）の対象となります。また、その他の職務分野別リーダー等（乳児保育リーダーなど）については、処遇改善等加算Ⅱの副主任保育士級に該当する職員の最も低い金額を超えない金額が上限、最低 5,000 円を下限とした処遇改善Ⅱの対象となります。

**要注意！**

- ・主幹専任化代替職員が 2 人（1 号担当が 1 人、2・3 号担当が 1 人）

主幹専任化代替職員は、主幹保育教諭が教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等を行い、園長の補佐として施設の総合的な管理運営を行うことを専任化させるために配置しなければならない保育教諭です。

教育担当・保育担当にそれぞれ 1 人必要です。したがって、一つの認定こども園に、主幹専任化代替職員は 2 名必要となります。

基本配置としては、最低でも常勤職員が 1 人、非常勤職員（月 80 時間以上勤務）が 1 人となります。また、誰がそのポジションにいるのかを指定する必要があります。

この職員は、年齢別配置基準に係る職員数の換算対象にはなりません。

- ・休けい保育教諭が 1 人分

【※ 2・3 号利用定員の合計が 90 人以下の施設に適用】

保育教諭の休憩時間を確保する観点や長時間開所に対応する観点から、2・3 号利用定員の合計が 90 人以下の施設については、常勤の保育教諭 1 名分を確保することが必要です。

こちらに関しては、誰かをこのポジションに指定する必要はなく、常勤換算職員数から 1 人減じることで対応します。

- ・保育標準時間対応職員が 1 人分

在園時間の長くなる保育標準認定子どもへの保育需要に対応するため、常勤の保育教諭 1 名分を確保することが必要です。

こちらに関しても、誰かをこのポジションに指定する必要はなく、常勤換算職員数から 1 人減じることで対応します。

## ・ 園長

施設長のことです。

## ・ 調理員等

2・3号利用定員の合計により、最低限配置すべき人数が変わります。

① 40人以下 ⇒ 1人

② 41人以上 150人以下 ⇒ 2人

③ 151人以上 ⇒ 3人（うち1人は非常勤可）

## ・ 事務職員及び非常勤事務職員

園長等、他の人が兼務する場合は配置不要です。

## ・ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師（嘱託を含む）

配置が必要な職種です。

要注意！

## ◎ 職員構成と各加算の関係図について

加算（減算）は、各施設において教育・保育の質を向上させるための取組みに対して、給付費を上乗せ（減額）するもので、目指すべき方向性を示しつつも、一定の多様性を認めるしくみです。

〇〇な取組をして保育の質向上！ ⇒ 「〇〇加算」で上乗せ！

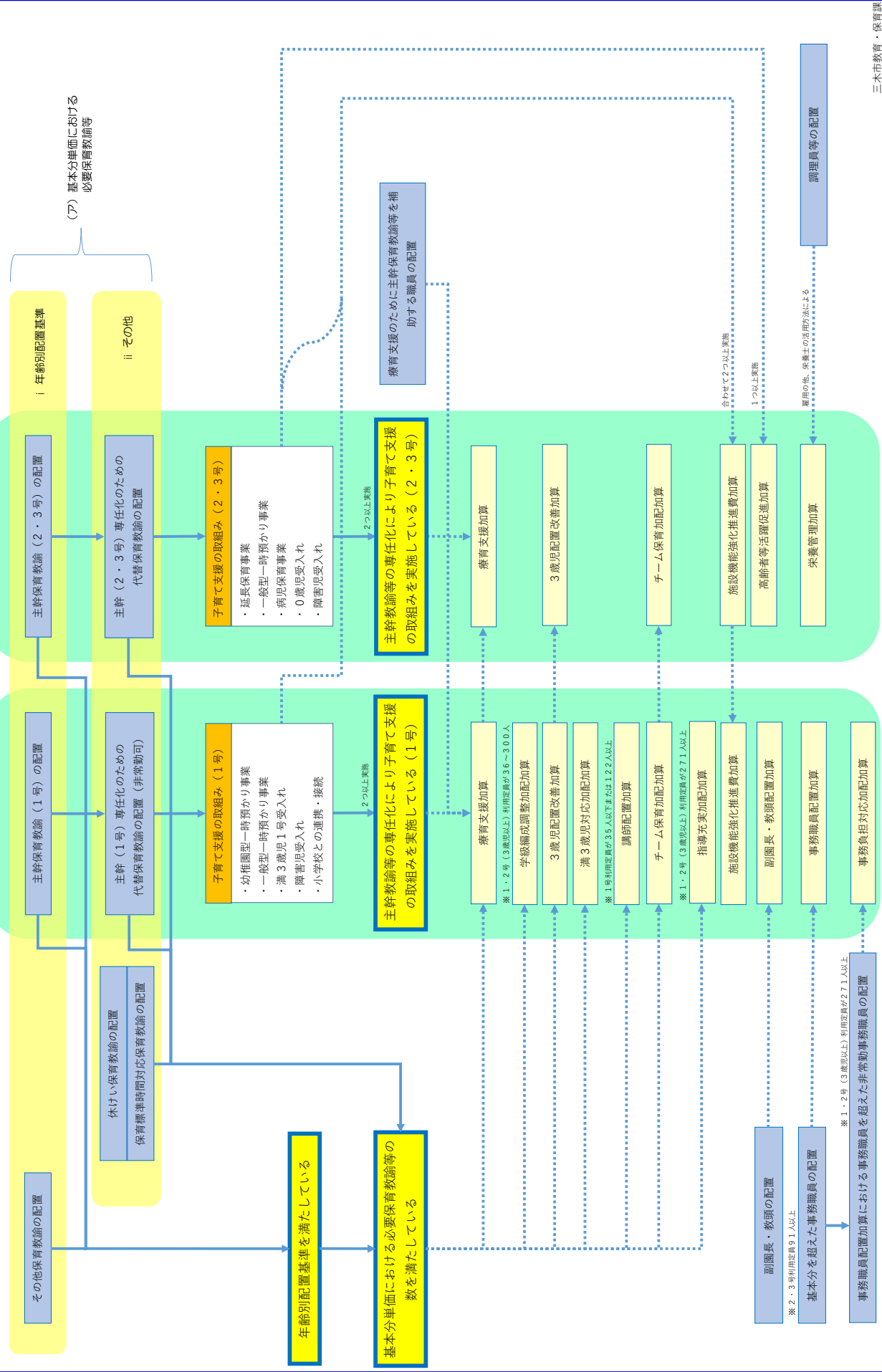
絶対に配置しなきゃいけない人を配置できていない… ⇒ 減算…

基本的な考え方としては、絶対必要配置職員を満たした上で、各加算に必要な職員を配置することで加算を取っていくことができます。逆に言えば、絶対必要配置職員の条件を満たせない場合、ほとんどの加算を取れなくなってしまいう他、不足状況によっては減算の対象になる可能性があります。

3歳児配置改善加算  
満3歳児対応加配加算  
講師配置加算  
チーム保育加配加算  
指導充実加配加算  
学級編制調整加配加算  
療育支援加算  
・・・等

絶対必要配置職員を満たせない場合、  
職員の配置に関わる加算はほとんど取れ  
なくなる可能性が高いです。

R2年度 職員配置と各加算の関係性



## Ⅱ 各加算について

ここからは各加算についての大まかな説明になります。なお、令和3年3月時点で、三木市内の施設が関わらない加算については、名前だけの紹介にしています。

なお、子育て支援の取組が必要な加算には、「★」がついています。

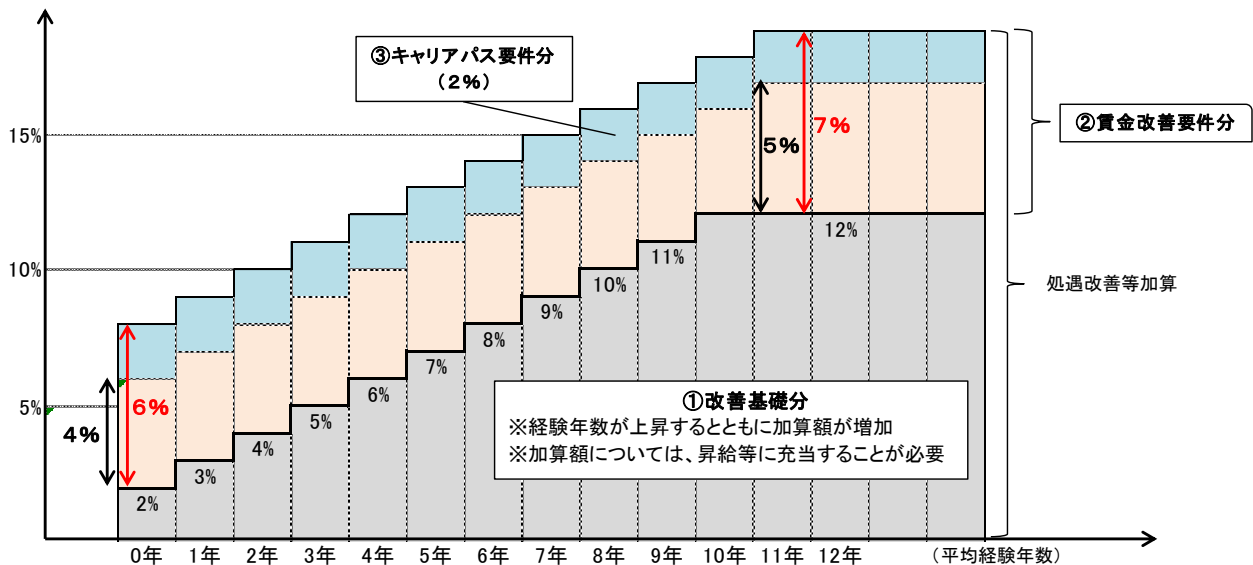
### ◎基本加算部分 (ベースとなる加算です。)

#### 処遇改善等加算Ⅰについて【1号 2・3号】

施設に勤務する職員の平均経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップに関する取組を元に算定された**加算率**のことを言います。

<処遇改善等加算Ⅰのイメージ図>

(加算率)



職員1人当たりの 平均経験年数	加算率		
	①改善基礎分	②賃金改善要件分	③うちキャリアパス要件分
11年以上	12%	7%	2%
10年以上 11年未満	12%	6%	
9年以上 10年未満	11%		
8年以上 9年未満	10%		
7年以上 8年未満	9%		
6年以上 7年未満	8%		
5年以上 6年未満	7%		
4年以上 5年未満	6%		
3年以上 4年未満	5%		
2年以上 3年未満	4%		
1年以上 2年未満	3%		
1年未満	2%		

## ①改善基礎分

基礎分は、算定対象職員から算出した平均経験年数に応じたパーセンテージとなります。

### i 算定対象職員について

基礎分の算定に係る対象職員は、対象年度の4月1日時点で所属する、

- ・ **すべての常勤職員**
- ・ **1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員**

つまり、どんな雇用形態であったとしても、

**1日6時間以上かつ月20日以上、当該施設に勤務している人**

は、算定対象とみなして計算します。逆に、

- ・ 1日6時間未満または月20日未満勤務の非常勤職員
- ・ 産休、育休、病休の職員に変わる代替職員
- ・ 補助事業担当の専任職員（人件費が一時預かり等の補助事業の補助対象経費になる職員）は算定の対象外となります。

### ii 平均経験年数の算定対象

現在勤務する施設等の他に、以下の施設での経験年数も合算します。

- ・ 教育・保育施設、地域型保育事業所
- ・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校
- ・ 社会福祉事業を行う施設・事業所
- ・ 児童相談所における児童を一時保護する施設
- ・ 認可外保育施設
- ・ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所（保健師、看護師又は准看護師に限ります。）

## ※注意

**要注意!**

この算定対象職員は、あくまでも基礎分のパーセンテージを出すためのものです。賃金改善の対象職員とは異なります。



## ②賃金改善要件分

①で算出された平均勤続年数を元に決めます。11年未満であれば**6%**、11年以上であれば**7%**になります。

また、この要件を受けるには、賃金改善計画を作成して、実際に職員の賃金改善を行う必要があります。

この計画書は、令和2年度でいう別紙様式4「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）」になります。

計画書の内容を大まかにいうと、**4月1日時点で施設に所属する「全職員」**が、もし基準年度（基本的には前年度）の4月1日に存在したとして、全職員の支払賃金の合計が、基準年度（基本的には前年度）と比較して、今年度は減額していないことを確認するものになります。

※様式の書き方はここでは割愛します。

## ③キャリアパス要件

キャリアアップの取組をしていない場合もしくは処遇改善加算Ⅱの認定を受けていない場合に、②で算出した賃金改善要件分から**2%**減算されます。

## ◎加算額の算定方法

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤				処遇改善等加算Ⅰ				3歳児配置改善加算		チーム保育加算加算 ※1号・2号の利用定員合計に応じて2号利用子どもの単面に加算									
				保育標準時間認定		保育短時間認定		保育標準時間認定		保育短時間認定		処遇改善等加算Ⅰ		処遇改善等加算Ⅰ									
				基本分単価 〔注1〕	〔注1〕	〔注1〕	〔注1〕	〔注1〕	〔注1〕	〔注1〕	〔注1〕	〔注1〕	〔注1〕	〔注1〕									
3/100 地域	91人 から 100人 まで	2号	4歳以上児	36,290	(43,010)	31,700	(38,420)	+	340	(400)	×加算率	290	(350)	×加算率	+	(6,720)	(60×加算率)	121人～135人 3,080×加配人数	+	30×加算率×加配人数			
			3歳児	43,010	(98,010)	38,420	(93,420)	+	400	(800)	×加算率	350	(820)	×加算率	+	6,720	60×加算率						
			1、2歳児 乳	98,010	(165,230)	93,420	(160,640)	+	860	(1,530)	×加算率	820	(1,490)	×加算率	+								
	101人 から 110人 まで	2号	4歳以上児	34,470	(41,190)	30,300	(37,020)	+	320	(380)	×加算率	280	(340)	×加算率	+	(6,720)	(60×加算率)				136人～150人 2,770×加配人数	+	20×加算率×加配人数
			3歳児	41,190	(96,190)	37,020	(92,020)	+	380	(840)	×加算率	340	(800)	×加算率	+	6,720	60×加算率						
			1、2歳児 乳	96,190	(163,410)	92,020	(159,240)	+	840	(1,510)	×加算率	800	(1,470)	×加算率	+								
	3号	4歳以上児				+							+										
		3歳児					+							+									
		1、2歳児 乳					+							+									

処遇改善等加算Ⅰの金額は、ベースとなる処遇改善等加算Ⅰをはじめ、取得した各加算に「賃金改善要件分」の形で上積みされます。最終的には、

**(ベースの加算と賃金改善要件分の合計) ×子ども数 ×12カ月**  
を1号の場合と2・3号の場合でそれぞれ求めます。

ここで得た加算額は、確実に職員の賃金改善に充てる必要があります。



## ◎加算取得までの大まかな流れ

- ①施設の平均年齢別児童数を算出します。
- ②施設として取得する加算を決めます。  
※①②については、処遇改善等加算Ⅱと共通です。①の内容については、処遇改善等加算Ⅱの項で説明します。
- ③加算率の算定対象職員を決め、勤続年数をそれぞれ調べます。
- ④③で調べた勤続年数から、平均勤続年数を算出します。
- ⑤平均勤続年数から、加算率を求めます。
- ⑥1号、2・3号それぞれで加算見込額を算出します。
- ⑦施設に勤務する職員の年間支払賃金を調査し、基準年度より加算当年度の方がたくさん賃金を支払う計画を立てます。

## ◎加算取得の際に必要な資料

- ・加算率認定申請書（別紙様式1）
- ・別紙様式1において算定対象となった職員の、
  - ①労働条件通知書（又はそれに類するもの）
  - ②辞令
  - ③履歴書
  - ④保育士証
  - ⑤幼稚園教諭免許状 } 保育教諭のみ

ただし、以前に提出したことがある職員で、内容に変更がない場合については、省略できます。

- ・キャリアパス要件届出書（別紙様式2）  
※この書類は、すべての施設について令和2年度にご提出いただいているので、今後は国からの指示がない限り省略可能です。
- ・賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）（別紙様式4）
- ・加算見込額計算表（1号 2・3号）

※様式番号は、令和2年度時点の資料に基づきます。

処遇改善等加算Ⅰの書類作成は複雑なため、書類作成方法はここでは割愛します。

## ◎加算対象の職員

すべての職員（常勤・非常勤問わず）が対象です。

## ◎配分について

ここで算出された処遇改善等加算Ⅰの加算額は、前述のとおり、確実に職員への処遇改善-つまりは人件費のために充てる必要があります。

また、処遇改善等加算に係る金額は、処遇Ⅱの分についても言えますが、対象者や額が偏らないように、また役職等のバランスも見ながら適切に行う必要があります。

ただ、処遇改善等加算Ⅱとは違い、「誰にいくら払う」ということを具体的に示す申請様式ではありません。

例えば、処遇Ⅱの加算を行ったことにより、副主幹保育教諭の賃金が園長や主幹保育教諭を上回ってしまいそうな場合に、処遇Ⅱの配分でカバーできない部分については、処遇Ⅰの配分で調整する、という考え方になります。

配分については、次ページのような考え方になります。

## ※非常に重要なこと！

監査では、処遇Ⅰ・Ⅱ共に「誰に」「いくら」払ったのかを確認します。

処遇Ⅱは、計画段階で「誰に」「いくら」払うのかを明記するので比較的管理がしやすいですが、特に処遇Ⅰは、申請・計画書類で配分に関する明記は不要だったとしても、職員別の配分状況はきっちり管理する必要があります。

～コラム～

## ◎県からよく指摘されること

・計画書の中で、全体でみて総支払賃金が上がっていれば OK、と言いつつも、職員単位でみると支払賃金が下がっている場合に、理由を求められます。県から見れば、「その人だけ賃金が上がっていないのはなぜ？」となるからです。

・申請に使用する様式は「こことこの数値は同じになっていないとダメ」など、各所に整合性のワナがありますので、作成には注意が必要です。

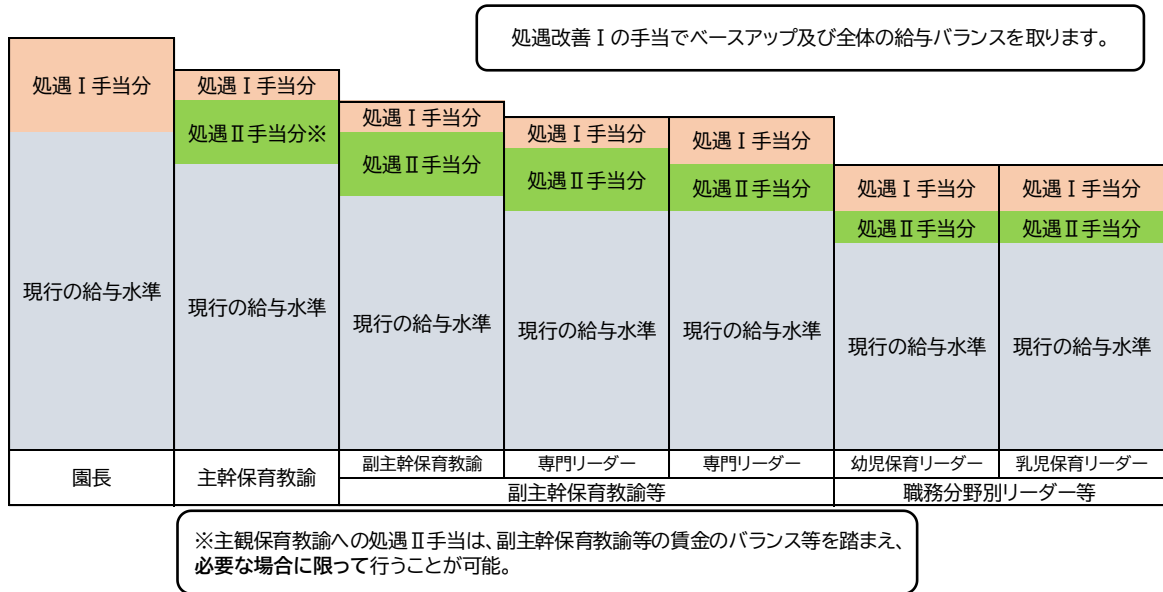
# 処遇改善における各職員への給与の考え方

令和2年10月22日  
教育・保育課入所・給付係作成

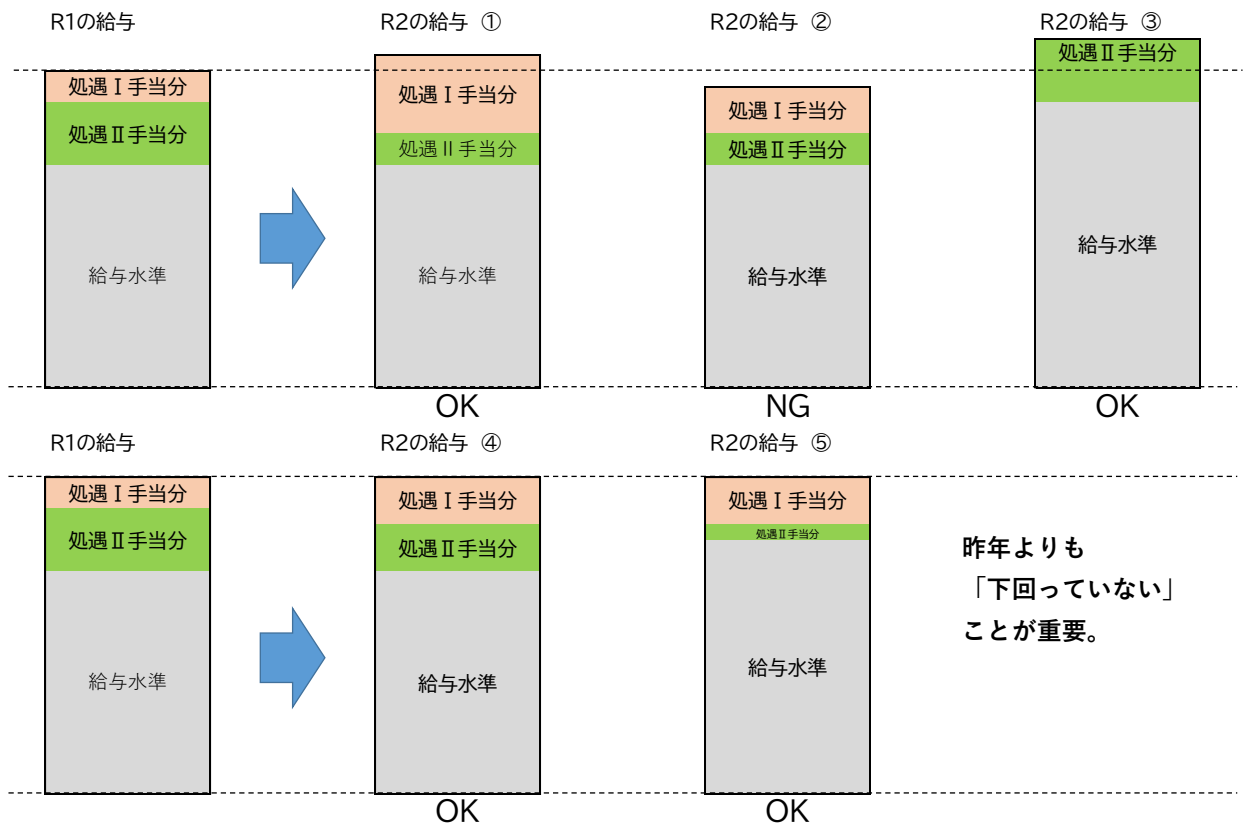
処遇改善Ⅰは職員の平均経歴(勤続)年数に応じて賃金改善を行うもの

処遇改善Ⅱは職員(対象者)役職や技能など、それぞれの専門性に依じた賃金改善を行うもの

になります。  
基本給与に対し、まずは処遇改善Ⅱに係る手当を加算し、その後に処遇改善Ⅰ(ベースアップ分及び給与バランスの調整分)を加算するのが、大まかな考え方となります。  
処遇改善Ⅰ・Ⅱの加算が行われた状態で、前年・現年を比較し、改善が図られているかを確認します。



## 考え方の例(役職等是不変わる、という前提です)



## 副園長・教頭配置加算について【1号】

副園長又は教頭を配置する場合に必要な人件費（保育教諭との差額）を加算します。

＜加算対象となる要件＞

- ①常勤であること
- ②副園長または教頭としての辞令を発令していること
- ③担任を持つなど、教育・保育への従事状況は問いません。
- ④「園長」が専任ではない場合（ほかの施設の園長の兼ねている場合等）は、基本配置でプラス1人する必要がありますが、その「プラス1人」の人員に当たらない人であること。

◎加算取得の際に必要な資料

- ・市が規定する調書「副園長・教頭配置加算に係る調書」
- ・施設の職員体制図
- ・副園長または教頭の履歴書のコピー
- ・副園長または教頭の辞令のコピー
- ・副園長または教頭の労働条件通知書（勤務時間や給与等が明記されているもの）のコピー

## 学級編成調整加配加算について【1号】

全ての学級に専任の学級担任を配置するため、絶対必要配置職員数を満たした上で、さらに常勤の保育教諭等を1人加配するための費用を加算します。

＜加算対象となる要件＞

- ①絶対必要配置職員数を満たしており、その上でさらに常勤の保育教諭等を1人加配していること
- ②1号と2号の利用定員合計が36人以上300人以下の施設

◎加算取得の際に必要な資料

- ・市が規定する調書「学級編成調整加配加算に係る調書」
- ・施設の職員体制図

### 3歳児配置改善加算について【1号 2・3号】

絶対必要配置職員数を満たした上で、3歳児の配置基準を子ども20人につき教諭1人のところを15人につき1人で配置する場合に加算します。

＜加算対象となる要件＞

- ①絶対必要配置職員数を満たしており、その上でさらに3歳児の配置基準を子ども20人につき教諭1人のところを15人につき1人で配置する。

◎加算取得の際に必要な資料

- ・施設の職員体制図

### 満3歳児対応加配加算について【1号】

絶対必要配置職員数を満たした上で、2歳児クラスのうち満3歳児だけで別にクラスを作り、かつ満3歳児6人につき1人の保育教諭を配置した場合に加算されます。

※令和3年3月現在、三木市内で取得している施設はありません。

### 講師配置加算について【1号】

絶対必要配置職員数を満たし、他の加算に必要な必要保育教諭を配置した上で、さらに非常勤講師を配置した場合に加算されます。

＜加算対象となる要件＞

- ①絶対必要配置職員数を満たし、他の加算に必要な必要保育教諭を配置した上で、さらに非常勤講師を配置していること
- ②非常勤講師は、幼稚園教諭免許を有し、辞令を発令されていること
- ③1号の利用定員合計が35人以下もしくは121人以上の施設

◎加算取得の際に必要な資料

- ・施設の職員体制図

## チーム保育加配加算について【1号 2・3号】

絶対必要配置職員数を満たし、他の加算に必要な必要保育教諭を配置した上で、さらに3歳児以上の子どもに対し、副担任等学級担任以外のフリーの保育教諭を配置し、少人数でのグループ化した教育・保育を行う場合に加算します。

この加算は、基本単価がかなり高いため、取りたい加算の一つと思われます。ただし、他の取りたい加算について必要な常勤換算上の保育教諭数を差し引いて、常勤換算上の保育教諭数がどれだけ残るかが重要です。

例えば、加配人数の上限が2人の施設において、もし加配人数が1人だった場合、対象子ども数にもよりますが、加配人数が2人と1人の場合の差額は年間で600万円以上になる可能性もあります。

### <加配人数の上限について（抜粋）>

三木市内の施設においては、上限加配人数は下記のどちらかに該当します。

- 1号と2号の利用定員合計が45人以下：1人
- 1号と2号の利用定員合計が46人以上150人以下：2人

### <常勤換算人数の計算について>

最終的に残った常勤換算上の保育教諭数の、小数点第1位を四捨五入した値が加配人数の算定対象となります。

（例）上限が2人の場合

1.4人⇒1人   1.5人⇒2人   2.2人⇒2人   2.5人⇒3人⇒2人

## 通園送迎加算について【1号】

通園送迎を行う施設に対して加算します。

なお、運転手については、必ず雇用しなければならないわけではありません。職員が運転手を兼ねていても、外部委託をしても構いません。

また、年間に必要な経費を平準化して公定価格を設定しているため、長期休業期間中も加算が適用されます。

### <加算対象となる要件>

- ①通園送迎を行っていること。

### ◎加算取得の際に必要なとなる資料

- 市が規定する調書「通園送迎加算に係る調書」

## 給食実施加算について【1号】

給食を実施する施設に、調理員の人件費等（外部委託費を含む）を加算します。三木市内の施設は、すべて該当します。

なお、施設内で給食を作成している場合と、外部委託している場合で、単価が変わってきます。

また、年間に必要な経費を平準化して公定価格を設定しているため、長期休業期間中も加算が適用されます。

＜加算対象となる要件＞

①給食を提供できる体制をとっていること。

＜週当たりの実施日数について＞

1号子ども全員に対し給食を提供出来る体制をとっている月あたりの日数（20日以上の場合は20日）を4で割って算出します。

市内施設の場合は、概ね「5日」で差し支えありません。

◎加算取得の際に必要な資料

- ・市が規定する調書「給食実施加算に係る調書」
- ・提出直近月の献立表

## 外部監査費加算について【1号 2・3号】【3月のみ加算】

公認会計士等による外部監査を実施した施設に対して、実施に係る経費を3月分の単価に加算します。

外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第3項の規定に基づく公認会計士または監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士または監査法人の監査と同等のものとしてします。

＜加算対象となる要件＞

①当年度の3月までに外部監査を実施することが確認できること

※監査報告書の作成時期が翌年度になる場合でも、監査実施契約が締結されているなど、確実に外部監査が実施できることが確認できれば、当年度の加算対象になります。

◎加算取得の際に必要な資料

- ・外部監査の実施状況等が分かる資料
- ・監査実施契約が締結された時点で契約書等を提出して下さい。



## 休日保育加算について【2・3号】

日曜日、国民の祝日及び休日に保育を実施する施設に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模に応じて保育教諭等の職員を休日に確保するための経費等を加算します。

延べ利用子ども数は、例えば1人の子どもが休日保育を月に4回利用した場合は4人とカウントします。

＜加算対象となる要件＞

①休日保育を提供する年間延べ利用子ども数が1名以上であること

※他の施設を利用する子どもを休日に受入れた場合もカウントします。ただし、保育認定を受けている子どもであることが条件です。

②休日における保育教諭の配置体制を確認できること

◎加算取得の際に必要な資料

- ・加算認定書類提出前月までの実績が記載された資料
- ・休日における保育教諭の配置体制を確認できる資料

## 減価償却費加算について【2・3号】

以下の要件全てに該当する施設に加算します。なお、単価は「都市部」と「標準」がありますが、三木市は「標準」区分になります。

※賃借料加算と減価償却費加算は、取れるのはどちらか一方のみです。

＜加算対象となる要件＞

①認定こども園の用に供する建物が自己所有であること

※施設内の一部に賃貸物件がある場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であれば、該当扱いになります。

②建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること

③建物を整備・改修又は取得する際に、国の補助金等の交付を受けていないこと

④賃借料加算の対象でないこと

◎加算取得の際に必要な資料

- ・市が規定する調書「減価償却費加算に係る調書」
- ・建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等（コピー）



## 賃借料加算について【2・3号】

以下の要件全てに該当する施設に加算します。

なお、単価は A～D の地域区分と「都市部」「標準」の人口区分がありますが、三木市は「**B 地域 標準**」区分になります。

※賃借料加算と減価償却費加算は、取れるのはどちらか一方のみです。

＜加算対象となる要件＞

①認定こども園の用に供する建物が**賃貸物件**であること

※施設内の一部に自己所有部分がある場合は、賃貸の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であれば、該当扱いになります。

②対象の賃貸物件に対する賃借料を支払っていること

③賃借料に係る国の補助金等の交付を受けていないこと

④減価償却費加算の対象でないこと

◎加算取得の際に必要な資料

- ・市が規定する調書「賃借料加算に係る調書」
- ・賃貸契約書（コピー）

## 夜間保育加算について【2・3号】

夜間保育を実施する施設に加算されるものです。

令和3年3月現在、三木市内に対象施設はありません。

## 副食費徴収免除加算について【1号 2・3号】

すべての施設が対象となります。

副食費徴収免除加算対象者については、以下のどれかに該当する子どもとなります。（他、レアケースもありますが、概ね下記が対象です）

- ・3歳児以上の1号認定子ども及び2号認定子どものうち、年収360万未満相当世帯に属する子ども
- ・全ての世帯のうち、きょうだいがいる場合に小学校就学前児童のみ（※1号は小学校3年生まで）を上から数えて第3子以降の子ども

＜月の給食実施日数について＞

月の給食実施日数については、副食を提供できる体制をとっている日になります。加算関係の資料に記載する日数は、「**25日**」で差し支えありません。

副食費徴収免除加算に係る費用は、暫定的に毎月お支払いしている給付費には含まれておりません。年度末の精算となり、計算は市で行います。

## 加減調整部分について

年齢別配置基準を下回っていたりする場合などに適用される加算です。

### ★主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを

### 実施していない場合【1号 2・3号】

絶対必要配置職員数のうち、主幹専任化代替職員が配置されていない、または配置していても下記に記載する「子育て支援の取組み」を1号、2、3号それぞれで2個以上実施出来ていない場合に、減算の対象となります。

#### ★子育て支援の取組み★

以下の各種事業のうち、1号、2・3号それぞれの区分において2つ以上事業を実施していることが必要です。施設機能強化推進費加算、高齢者等活躍促進加算においてもこの取組が関わってきます。

重要!

#### (1号)

##### i 幼稚園型一時預かり事業

子ども子育て交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満たせます。ただし、平均対象こどもが1人以上いることが必要です。

##### ii 一般型一時預かり事業

子ども子育て交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満たせます。ただし、平均対象こどもが1人以上いることが必要です。

なお、対象児童が2号や3号認定の子どもであったとしても、施設全体でみればこの事業を行っているともみなせるので、1号としても要件を満たしていることとなります。

##### iii 満3歳児に対する教育・保育の提供

満3歳児対応加配加算を取得できる場合にこの要件を満たせます。そのため、現在の市内施設においては、この要件の対象はありません。

##### iv 障がい児に対する教育・保育の提供

療育支援加算を取得できる場合は、この要件は満たしています。

なお、対象児童が2号や3号認定の子どもであったとしても、施設全体でみれば障がい児を受け入れているともみなせるので、1号としても要件を満たしていることとなります。

##### v 継続的な小学校との連携・接続に係る取組をしている

小学校接続加算を取得できる場合は、この要件は満たしています。

## (2・3号)

### i 延長保育事業

子ども子育て支援交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満たせます。

### ii 一般型一時預かり事業

子ども子育て支援交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満たせます。ただし、月の平均対象こどもが1人以上いることが必要です。

### iii 病児保育事業

子ども子育て支援交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満たせます。

### iv 乳児が3人以上利用している施設

各月の初日において、乳児が3人以上在籍していれば要件を満たせます。

### v 障がい児に対する教育・保育の提供

療育支援加算を取得できる場合は、この要件は満たしています。

なお、対象児童が1号認定の子どもであったとしても、施設全体で見れば障がい児を受け入れているとみなせるので、2・3号としても要件を満たしていることとなります。

## ◎加算取得の際に必要な資料

- ・選択した事業の実施状況や在籍状況が分かる資料（例えば各種預かり事業であれば4月等の実績など）
- ・施設の職員体制図（主幹専任化代替職員がわかるもの）

## 年齢別配置基準を下回る場合【1号 2・3号】

絶対必要配置職員数（主幹専任化代替職員を除く）を満たしていない場合に適用されます。

これが適用される状況は、基本的に絶対必要配置職員の条件を満たせていないため、各種加算が取れない上にこの減算を受けることとなります。

例えば、1号定員15人、2・3号定員100人の施設で2名職員が不足する場合、年間4～50万円程度の減算を受けることとなります。

## 配置基準上求められる職員資格を有しない場合

### 【1号 2・3号】

絶対必要配置職員に算定される教育・保育従事者のうち、保育士と幼稚園教諭両方の資格がない者がいる場合に適用されます。

例えば、1号定員15人、2・3号定員100人の施設で2名の教育・保育担当者が資格を持っていない場合、年間3～40万円程度の減算を受けることとなります。

## 教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない場合

### 【2・3号】

1号認定子どもの利用定員を設定しない施設に適用される加算です。

※1号定員を定めていても、1号認定としての利用が「0人」だった場合は適用されます。

## 分園の場合【2・3号】

令和3年3月現在、三木市内に対象施設はありません。

（参考）

分園は、ベースとなる保育必要量単価と処遇Ⅰの加算額が本園の90%になります。

## 土曜日に閉所する場合【2・3号】

常態的に土曜日を閉所している場合に適用されます。

## 乗除調整部分について

各認定区分において利用定員を一定以上、一定期間以上に渡って超過している場合に、基本分単価や基本加算部分に係る金額を乗除調整するものです。

### 定員を恒常的に超過する場合【1号 2・3号】

1号認定区分の場合は直前の連続する2年間、2・3号認定区分の場合は直前の連続する5年間、毎月常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が利用定員×120%を超えている状態の施設に減算として適用されます。

なお、利用する子ども数の調整、もしくは定員を変更することにより、年度内の年間平均在所率が120%を下回るだろうと見込まれた場合は、その見直しが行われた月の翌月から減算は解除されます。

#### <減算される加算内容>

基本分単価と基本加算部分（副食費徴収免除加算を除きます）、他の加減調整部分について算定後、その認定区分に応じた減算率を掛けます。

## 特定加算部分について

### 療育支援加算について【1号 2・3号】

障がいがある子どもを受け入れている施設で、主幹保育教諭等を補助する者を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算します。

＜加算対象となる要件＞

①ここでいう「障がいがある子ども」とは、障害者手帳や療育手帳を絶対に持ってないとダメ、というわけではありません。手帳を持っていてももちろん対象にはなりますが、日ごろの子どもの状況により、手帳は持っていないとしても、〇〇の理由でどうしても該当する子どもに対して加配が必要な場合など、説明できるのであれば対象に出来ます。

②障がいがある子どものうち、特別児童扶養手当支給対象の子どもがいる場合は、加算額は「A」になります。いない場合は「B」になります。

③「障がいがある子どもを受け入れている」とは、各月の初日において障がい児が1人以上利用していることで条件を満たせます。

④「主幹保育教諭等を補助する者」は、非常勤教諭でも OK です。また、保育士や幼稚園教諭資格有無は問いません。ただし、誰がそのポジションにいるのかを決めておく必要があります。

なお、これに該当する人は、職員数の換算対象にはなりません。

◎加算取得の際に必要な資料

- ・対象児童の状況を説明できる資料

### 事務職員配置加算について【1号】

絶対必要配置職員で必要な事務職員及び非常勤事務職員を配置したうえで、さらに非常勤事務職員を配置する場合に加算されます。

＜加算対象となる要件＞

①絶対必要配置職員数で必要な事務職員及び非常勤事務職員の配置を満たし、さらに非常勤事務職員を配置していること。

※園長等の職員が兼務する場合や業務委託をする場合は配置不要です。

②施設全体の利用定員合計が91人以上の施設

◎加算取得の際に必要な資料

- ・施設の職員体制図（事務職員の配置体制が確認できるもの）



## 指導充実加配加算について【1号】

1号と2号の利用定員合計が271人以上の施設であることが条件の一つなので、市内にはこの加算を取得できる施設はありません。

## 事務負担対応加配加算について【1号】

施設全体の利用定員が271人以上の施設であることが条件の一つなので、市内にはこの加算を取得できる施設はありません。

## 処遇改善等加算Ⅱについて

処遇改善等加算Ⅱは、副主幹保育教諭や中核リーダー、専門リーダーなど、その人それぞれが持つ経験や技能によってあてられた職位に応じて賃金改善を行うことにより、キャリアアップの道筋を作る取組を行うための人件費に対して加算するものです。

そのため、この加算で算出した加算額については、必ず人件費として賃金改善に充てる必要があります。また、どの職員に、どれだけの賃金改善を行うのかを具体的に示す必要があります。もちろん対象の職員にも「あなたの処遇改善額は〇〇円ですよ」ということを示す必要があります。

### ◎大まかな流れ

- ①施設の平均年齢別児童数を算出します。
- ②施設として取得する加算を決めます。
- ③取得した加算を元に処遇Ⅱの加算算定対象人数を算出します。
- ④③で算出した人数を元に、「人数A」「人数B」を算出します。
- ⑤「人数A」「人数B」を元に、加算見込額を算出します。
- ⑥加算見込額以上の処遇改善を行う計画を立てます。

“処遇改善等加算Ⅱを認定する”とは、

④で算出する「人数A」「人数B」を認定することです。

### ◎平均年齢別児童数とは

各年齢区分ごとに、どれだけの児童数が在籍しているかの年間平均を取ったものです。この児童数は、3つの方法で求めることができます。どのやり方で算出してもOKです。

- ①前年の増え方を元にした年間伸び率を元に各月の児童数を求め、平均児童数を算出する。
- ②前年の増え方が特殊で、4月の児童数を元に単純に①のやり方で求めると、実態にそぐわない場合は、手計算にて行うことも可能です。
- ③4月初日現在の児童数を平均年齢別児童数とする

※③のやり方は計算いらずで簡単ですが、年間の児童数が増えることが見込まれる場合は加算額が低くなります。

①②の方法の場合は、様式「平均年齢別児童数計算表」の提出が必要です。

## ◎加算算定対象人数とは

国から通知される処遇Ⅰ・Ⅱに関する取扱い文書に記載された、

「これだけの子どもを預かるなら、これくらいの職員は必要ですね。そして、この加算を取る（こういう保育のやり方をする）ならこれくらいの人員は必要ですね」という計算上の数字です。

これを積み上げると、「施設には、これだけの職員数が必要ですね」という数字になります。これが加算算定対象人数です。

この人数が、「人数 A」「人数 B」を求めるために必要な人数になります。様式「処遇Ⅱ 加算対象職員数計算表」を用います。

平均年齢別児童数、利用定員、そして各種加算に割り当てられた算定上の職員数を元に計算します。小数点以下は四捨五入します。

加算に割り当てられる算定上の職員数は、毎年細かいところで変わる可能性があるため、平均年齢別児童数や取得する加算が全く同じであっても、人数 A・B が変わってくる場合があります。

様式「処遇Ⅱ 加算対象職員数計算表」の法的根拠はコレです。

認定こども園	以下のa～nの合計に、定員90人以下の場合は1.4、定員91人以上の場合は2.2を加え、o～qの合計を減じて得た人数 a 年齢別配置基準による職員数 次の算式により算出する数 (4歳以上児数×1/30(小数点第2位以下切り捨て)) + (3歳児及び満3歳児数×1/20(同)) + (1, 2歳児数(保育認定子どもに限る。)) × 1/6(同)) + (乳児数×1/3(同)) (小数点第1位以下四捨五入) ※1 3歳児配置改善加算を受けている場合 (3歳児及び満3歳児数×1/20(同))を(3歳児及び満3歳児数×1/15(同))に置き換えて算出 ※2 満3歳児対応加配加算を受けている場合 i) 3歳児配置改善加算を受けていない場合 (3歳児及び満3歳児数×1/20(同))を(3歳児(満3歳児を除く)×1/20(同)) + (満3歳児数×1/6(同))に置き換えて算出 ii) 3歳児配置改善加算を受けている場合 (3歳児及び満3歳児数×1/20(同))を(3歳児(満3歳児を除く)×1/15(同)) + (満3歳児数×1/6(同))に置き換えて算出 b 休けい保育教諭 2・3号定員90人以下の場合は1、91人以上の場合は0.8 c 調理員 2・3号定員40人以下の場合は1、41～150人の場合は2、151人以上の場合は3 d 保育標準時間認定の子どもがいる場合 1.4 e 学級編制調整加配加算を受けている場合 1 f 講師配置加算を受けている場合 0.8 g チーム保育加配加算を受けている場合 算定上の加配人数 h 通園送迎加算を受けている場合 1号定員150人以下の場合は0.8、151人以上の場合は1.5 i 給食実施加算(自園調理に限る。令和2年度に限り、外部搬入を含む。)を受けている場合 1号定員150人以下の場合は2(外部搬入は1)、151人以上の場合は3(外部搬入は1.5) j 休日保育加算を受けている場合 0.5 k 事務職員配置加算を受けている場合 0.8 l 指導充実加配加算を受けている場合 0.8 m 事務負担対応加配加算を受けている場合 0.8 n 栄養管理加算(A:配置)を受けている場合 0.6 o 副園長・教頭配置加算を受けている場合 1 p 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合であって代替保育教諭等を配置していない場合 配置していない人数(必要代替保育教諭等数-配置代替保育教諭等数) q 年齢別配置基準を下回る場合 下回る人数(必要保育教諭等数-配置保育教諭等数)
--------	---



## ◎加算見込額の計算方法

加算算定対象人数を求めたら、次は「人数 A」「人数 B」を求めます。

### ★そもそも「人数 A」「人数 B」って何なのか？

あくまでイメージですが、

「人数 A」


⇒園長・主幹保育教諭を除く、施設の中核を担う職員数。

国は概ね全職員の3分の1くらいを想定しているようです。

「人数 B」

⇒中核を担う職員ではないが、キャリアを積み、何かしらの業務を任されている職員数。

国は概ね全職員の5分の1くらいを想定しているようです。



結果、下記のやり方で「人数 A」「人数 B」を求めます。

### ★「人数 A」「人数 B」の求め方

「人数 A」：加算算定対象人数 ÷ 3 （小数点以下四捨五入）

「人数 B」：加算算定対象人数 ÷ 5 （小数点以下四捨五入）

例：加算算定対象人数が26人の場合

「人数 A」：26 ÷ 3 = 8.666… ⇒ 9人

「人数 B」：26 ÷ 5 = 5.2 ⇒ 5人

となります。

## ★加算見込額の算出について

人数 A・B を求めたら、次は加算見込額を算出します。国から示される公定価格告示による加算単価を元に計算します。

認定こども園については、本来は1号、2・3号それぞれで加算見込額を求め、それぞれ2分の1したものを足し合わせる形となっていますが、事実上単純に加算単価×人数で求められるので、そのやり方で説明します。

### 人数 A に係る加算見込額

加算単価×人数 A×改善実施期間の月数 (千円未満切り捨て)

### 人数 B に係る加算見込額

加算単価×人数 B×改善実施期間の月数 (千円未満切り捨て)

※改善実施期間の月数は基本的に12カ月で考えてOKです。

(例)

令和2年度の認定こども園の単価：A 49,950円 B 6,240円

「人数 A」：9人 「人数 B」：5人 の場合

人数 A に係る加算見込額

$49,950 \times 9 \times 12 = 5,394,600 \Rightarrow 5,394,000$ 円

人数 B に係る加算見込額

$6,240 \times 5 \times 12 = 374,400 \Rightarrow 374,000$ 円

⇒加算見込額： $5,394,000 + 374,000 = \underline{5,768,000}$ 円

になります。

**注意!**

※「人数 A」に係る加算見込額と、「人数 B」に係る加算見込額を、それぞれ千円未満の切り捨てを行ってから足し合わせてください。

## ◎ 処遇改善計画（加算額の配分の方法）について

この加算で算出した加算額は、全て職員の処遇改善に充てる必要があります。処遇改善計画は、処遇Ⅱのルールに基づいた賃金改善を加算見込額以上に行う計画である必要があります。

※計画書の作成方法は、ここでは割愛します。

### ★対象職員について

園長と主幹保育教諭を除く、すべての職員を対象にできます。保育教諭でなくても、調理員や栄養士、事務員でも OK です。

**注意！**

※主幹保育教諭への配分は基本的には認められていませんが、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱによる配分の結果、副主幹保育教諭が主幹保育教諭の給与を上回ってしまうなど、各施設の給与水準バランスが崩れてしまう場合には、主幹保育教諭への処遇Ⅱの配分をすることができます。ただし、その金額は 月額 5,000 円以上 39,999 円以下 でないといけません。

### ★副主任保育士等への賃金改善について

副主幹保育教諭や専門リーダーなど、施設の中核を担う職員に対して行う配分です。

- ① **月額 40,000 円の賃金改善を行う職員を 1 人以上確保すること。**
- ② **1 人以上に対し、配分を行うこと。**

※全員が 4 万円でも OK です。（主幹保育教諭を除く）

※副主幹保育教諭は 2 名以上いるはずですので、実質 2 人以上の配分は必要です。

### ★職務分野別リーダー等への賃金改善について

障がい児保育リーダーや保護者支援リーダーなどの職員に対して行う配分です。

- ① 下限は **月額 5,000 円以上**、上限は **副主任保育士等の賃金改善グループの最低額未満** であること
- ② **「人数 B」以上の人数** に配分を行うこと。

(例)「人数 A」: 9人「人数 B」: 5人 加算見込額 5,768,000 円の場合

• 副主任保育士等への賃金改善

aさん(副主幹保育教諭)	@40,000×12カ月=480,000円
bさん(副主幹保育教諭)	@40,000×12カ月=480,000円
cさん(中核リーダー)	@35,000×12カ月=420,000円
dさん(幼児教育専門リーダー)	@35,000×12カ月=420,000円
eさん(乳児保育専門リーダー)	@35,000×12カ月=420,000円
f~jさん(リーダー補)	@30,000×12カ月×5人=1,800,000円
小計	4,020,000円
※a~jさんに係る法定福利費等の事業主負担額	1,000,000円
副主任保育士等への賃金改善額	<b>5,020,000円</b>

• 職務分野別リーダー等への賃金改善

k~qさん(職務分野別リーダー)	@5,000×12カ月×7人=420,000円
r~sさん(調理師)	@5,000×12カ月×2人=120,000円
tさん(栄養士)	@5,000×12カ月=60,000円
uさん(送迎バス運転手主任)	@5,000×12カ月=60,000円
小計	660,000円
※a~jさんに係る法定福利費等の事業主負担額	160,000円
副主任保育士等への賃金改善額	<b>820,000円</b>

賃金改善見込額⇒ 5,020,000 + 820,000 = **5,840,000円**

⇒加算見込額 5,768,000円 以上なので OK

副主任保育士等への賃金改善に係る配分人数

⇒10人・・・ 1人 以上なので OK

職務分野別リーダー等への賃金改善に係る配分人数

⇒11人・・・ 人数 B 以上なので OK

となります。

※法定福利費等の事業主負担額の算出方法はここでは省略します。

## ◎加算取得の際に必要なとなる資料

- 加算算定対象人数等認定申請書（処遇改善等加算Ⅱ）（別紙様式3）
- 賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）（別紙様式6）※別添資料も提出要
- 平均年齢別児童数計算表
- 対象職員数計算表
- 加算対象職員名簿

## ◎配分の際に気を付けること

- 副主幹保育教諭、主幹保育教諭（必要な場合）は必ず副主任保育士等への賃金改善グループに入ります。

他の職員については、肩書も大きな基準の一つですが、施設運営の中核を担う職員であるかも重要な要素となります。

- 4万円を超える配分は出来ません。
- 施設としての給与水準バランスに注意してください。処遇Ⅰの説明の時に示した、「処遇改善における各職員への給与の考え方」（12ページ）も参考にしてください。
- 賃金改善計画書（処遇Ⅱ）と、処遇Ⅱの加算対象者名簿があれば、誰に、いくら改善するのかを特定できるようにしておく必要があります。そのため、計画書と名簿の職種は合わせておくようにしてください。
- 延長保育や放課後児童クラブなど、通常保育とは別の事業に専従する職員は、対象にすることは出来ません。（兼務はOKです）
- 国からの資料で、処遇改善Ⅱの要件に「概ね7年以上」や「概ね3年以上」などの記載がありますが、これはあくまで目安ですので、施設の判断で柔軟に対象とすることができます。ただ、その職員が対象となるキャリアを積んでいることを説明できる必要があります。
- 職種の名前については、特に法的な取り決めはありませんが、「主幹保育教諭」と「副主幹保育教諭」だけは、固定とさせていただけると、計画書の確認がスムーズに行えますので、ご対応をお願いできればと思います。（これは市からのお願いです）

## 冷暖房費加算について【1号 2・3号】

夏季や冬期における冷暖房費に係る経費について、施設が所在する地域に応じて加算されるものです。

全施設が対象となります。

三木市の地域区分は「**その他地域**」になります。

## 施設関係者評価加算について【1号 2・3号】

施設に関する評価を実施し、その結果を公表し情報提供をするとともに、公開教育や保護者一園長等との意見交換会などを実施する場合に加算対象となります。

＜加算取得に必要な評価＞

①認定こども園法施行規則23条の規定による評価（自己評価）

②認定こども園法施行規則24条の規定による評価

施設職員を除く、施設に関係する者（保護者や地域関係者など）による評価（施設関係者評価）

◎加算取得の際に必要な資料

- ・各評価の実施状況が分かる資料（評価報告書など）
- ・公開保育等の実施状況が分かる資料

※評価の実施時期等の都合により、公表がどうしても翌年度になってしまう場合でも、各評価が確実に行われていることを証明できる資料を提出している場合は、加算の対象になります。

## 除雪費加算について【1号 2・3号】

豪雪地帯に所在する施設に対して、除雪費用に掛かる経費を3月分の単価に加算するものです。

三木市はこの対象にはなりません。

## 降灰除去費加算について【1号 2・3号】

火山のふもとなど、降灰防除地域に所在する施設に対し、対応費用に掛かる経費を3月分の単価に加算するものです。

三木市はこの対象にはなりません。

## ★高齢者等活躍促進加算について【2・3号】

高齢者等(※)を一定の雇用条件のもとで雇用し、かつ下記に記載する「子育て支援の取組み」を2つ以上実施している場合に3月分の単価に加算するものです。

※名前こそ「高齢者」が入っていますが、対象となるのは下記に示す通り、高齢者だけではありません。

**要注意!**

### <対象者の範囲について>

①加算当年度の4月1日現在、もしくは年度途中で雇用する場合は雇用初日時点で**満60歳以上**の人

②身体障害者・知的障害者・精神障害者

※障害者手帳や療育手帳・判定書など、証明できる資料を所持している人

③ひとり親に該当する人

※母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦(ひとり親)など

### <対象者の雇用条件について>

①対象者を、絶対必要配置職員以外に非常勤職員(※)として雇用すること  
※1日6時間未満または月20日未満勤務であること

②対象者全員の年度中の累積年間総雇用時間が400時間以上見込まれること。

ここの総雇用時間が、400時間以上⇒800時間以上⇒1200時間以上のラインで、加算額が変わります。

③業務内容は、利用する子どもの話し相手や身の回りの世話、施設清掃等、その人に合った業務を割り当ててもらうこと

④特定就職困難者雇用開発助成金の対象施設の場合は、その助成金の対象者はこの加算対象にはできません。



## ★子育て支援の取組み★

以下の各種事業のうち、2つ以上事業を実施していることが必要です。

各事業の条件は、「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合」の子育て支援の取組みと“ほぼ”同じです。

### i 延長保育事業

子ども子育て支援交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満たせます。

### ii 一般型一時預かり事業

子ども子育て支援交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満たせます。ただし、月の平均対象こどもが1人以上いることが必要です。

### iii 病児保育事業

子ども子育て支援交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満たせます。

### iv 乳児が3人以上利用している施設

4月～11月の各月初日において、乳児が平均3人以上在籍していれば要件を満たせます。

### v 障がい児に対する教育・保育の提供

4月～11月の各月初日において、障がい児が平均1人以上在籍していれば要件を満たせます。ここで言う障がい児の定義は療育支援加算と同じです。療育支援加算を取得できる場合は、この要件は満たしています。

## ◎加算取得の際に必要な資料

- ・対象者の雇用契約書のコピー
- ・加算認定書類提出前月までの雇用実績と、それ以降の雇用計画が分かる資料（対象者全員の年度中の累積年間総雇用時間が400時間以上見込まれることを証明できる書類）
- ・障がい者を雇用する場合はその方の障がいの度合いを確認できる資料（手帳のコピーなど）
- ・対象者に手掛けていただいている業務が分かる資料
- ・選択した事業の実施状況や在籍状況が分かる資料（例えば各種預かり事業であれば4月等の実績など）

※「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合」の資料と重複する場合は、省略できます。



## ★施設機能強化推進費加算について【1号 2・3号】

防災に関する取組を実施していて、かつ下記に記載する「子育て支援の取組み」を2つ以上実施している場合に3月分の単価に加算するものです。

＜防災に関する取組に必要な条件＞

- ①地域の人への防災支援の協力体制づくりや、合同避難訓練等を実施していること
- ②取組に必要な経費総額が、16万円以上見込まれること。

ここで言う経費は、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費です。（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含みません。）

イメージ的には、防災に必要そうな消耗品（備蓄食料等）や、いざというときにがあると助かる備品の購入費用等が該当します。

## ★子育て支援の取組み★

以下の各種事業のうち、2つ以上事業を実施していることが必要です。

各事業の条件は、「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合」の子育て支援の取組みと“ほぼ”同じです。

### i 延長保育事業

子ども子育て支援交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満たせます。

### ii 幼稚園型一時預かり事業

子ども子育て支援交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満たせます。ただし、平均対象こどもが1人以上いることが必要です。

### iii 一般型一時預かり事業

子ども子育て支援交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満たせます。ただし、月の平均対象こどもが1人以上いることが必要です。

### iv 病児保育事業

子ども子育て支援交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満たせます。

### ⅴ 満3歳児に対する教育・保育の提供（1号認定満3歳児のみ）

4月～11月の各月初日の1号認定満3歳児が平均1人以上利用しており、かつ満3歳児対応加配加算を取得できる場合にこの要件を満たせます。そのため、現在の市内施設においては、この要件の対象はありません。

### ⅵ 乳児が3人以上利用している施設

4月～11月の各月初日において、乳児が平均3人以上在籍していれば要件を満たせます。

### ⅶ 障がい児に対する教育・保育の提供

4月～11月の各月初日において、障がい児が平均1人以上在籍していれば要件を満たせます。ここで言う障がい児の定義は療育支援加算と同じです。療育支援加算を取得できる場合は、この要件は満たしています。

## ◎ 加算取得の際に必要な資料

- ・ 16万円以上の経費を使用したこと（または予定）を証明する書類（見積書・受領書のコピーなど）
- ・ 選択した事業の実施状況や在籍状況が分かる資料（例えば各種預かり事業であれば4月等の実績など）

※「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合」の資料と重複する場合は、省略できます。

## 小学校接続加算について【1号 2・3号】

小学校との連携や接続に関する取組を行っている施設に3月のみ加算されます。

それぞれの施設は、必ずどこかの小学校の校区内に設置されています。その小学校に対し、在籍する子どもが円滑に小学校に入学できるような取組みをしていれば、加算の対象となります。

### ＜加算対象となる要件＞

- ① 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にしていること。
- ② 授業や行事、研修会等、小学校や教職員との交流事業を行っていること。
- ③ 小学校との接続を見越した教育課程や保育課程を編成していること。

## ◎ 加算取得の際に必要な資料

- ・ 市が規定する調書「小学校接続加算に係る調書」

基本的には調書に担当者や計画等を記載しますが、交流計画については、別にまとめたものがある場合はそれを提出し、計画部分の記載を省略することも可能です。

## 栄養管理加算について【2・3号】

栄養士を活用して、継続的に食事の提供に関する継続的な指導を受ける施設に加算します。この加算でいう「栄養士」を、どういう配置にしているかにより、加算額が変わってきます。

### <継続的な指導の内容（すべてを行っていること）>

- ・献立作成（施設への指導や助言を含みます）
- ・アレルギー・アトピー等への対応（施設への指導や助言を含みます）
- ・食育活動の実施等（活動内容の報告が必要です）

### <栄養士の要件>

（ア）配置・・・絶対必要配置職員もしくは他の加算に当たって求められる職員とは別に、さらに栄養士を施設が雇用している場合

（イ）兼務・・・絶対必要配置職員もしくは他の加算に当たって求められる職員が、栄養士としてのこの加算における業務を兼務している場合

（ウ）嘱託・・・（ア）と（イ）に該当しない場合で、この加算に係る業務を外部委託にて依頼している場合等

## こんな場合はどうなる？

①施設が栄養士を派遣契約により配置する場合は？

⇒この場合の派遣契約は、「雇用契約等」に該当するので、「（ア）配置」になります。ただし、「（イ）兼務」に該当する場合は「（イ）兼務」です。

②法人本部で雇用した場合は？

⇒「（ア）配置」になります。ただし、「（イ）兼務」に該当する場合は「（イ）兼務」です。

③栄養管理業務そのものを外部委託する場合は？

⇒栄養士としての業務を委託しているので、「（ウ）嘱託」になります。

## ◎加算取得の際に必要なとなる資料

(共通)

- ・市が規定する調書「栄養管理加算に係る調書」と、職員配置が分かる書類
- ・食育活動の実施状況

(アの場合)

- ・該当する栄養士の雇用に関する書類(辞令、労働条件通知書、採用通知書)

(ウの場合)

- ・栄養士に係る委託契約書の、施設名と事業者名が分かる部分のコピー
- ・委託先の事業者が発行する栄養士の氏名及び配置が分かる資料のコピー

## 第三者評価受審加算について【1号 2・3号】

一定のガイドラインに沿って、第三者評価を受審し、その結果を公表し情報提供をする場合に加算対象となり**3月のみ**加算されます。

＜加算取得に必要な条件＞

- ①「幼稚園における学校評価ガイドライン」や「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」などに沿った第三者評価であること
- ②市町村が認める第三者評価機関(または評価者)が評価を行うこと

## ◎加算取得の際に必要なとなる資料

- ・市が規定する調書「第三者評価受審加算に係る調書」
- ・各評価の実施状況が分かる資料(評価報告書など)
- ・公開保育等の実施状況が分かる資料

※評価の実施時期や契約等の都合により、公表がどうしても翌年度になってしまう場合でも、各評価が確実に行われていることを証明できる資料を提出している場合は、加算の対象になります。また、評価実施年度に加算を取らずに、公表した年度で加算を取ることも可能です。

**要注意!**

**第三者評価の受審は、5年に1度を想定されていることから、この加算については、5年に1度しか取れません。**

・・・読破、お疲れさまでした。

次は小規模保育事業所・事業所内保育事業所の説明になります。

# 第2章

小規模保育事業所

(A型)

事業所内保育事業所

(A型)

# I 基本分単価に含まれる職員構成について

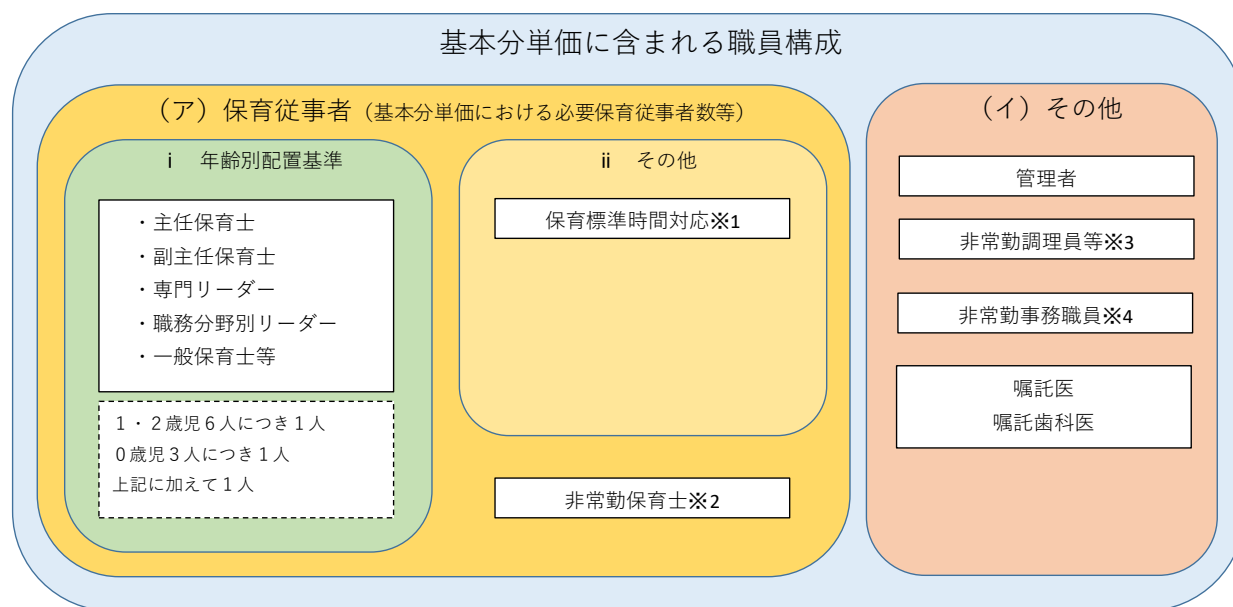
## ★ 小規模保育事業所 A 型、事業所内保育事業所（A 型）の場合

この職員構成は、各種加算を適用する上で、必ず満たしておかなければならない最低限の条件になります。下の図のすべてをクリアする必要があります。市内には A 型の施設しかないため、ここでは A 型の説明のみ行います。

※この説明資料においては、この「基本分単価に含まれる職員構成図に掲げる必要教諭」をこれ以降「絶対必要配置職員」と呼びます。

### 基本分単価に含まれる職員構成図

R2年度 特定教育・保育施設等における職員配置の考え方（小規模保育事業A型）



- ※1 保育標準時間対応は、非常勤の保育士を1名配置すること。
- ※2 非常勤の保育士を1名配置すること（基本分単価における必要保育従事者）。
- ※3 非常勤調理員等は、非常勤の調理員を配置すること。ただし、外部搬入又は委託の場合は配置は配置不要。
- ※4 非常勤事務職員は、管理者等が兼務する場合や業務委託する場合は配置は不要。

三木市教育・保育課

（三木市 教育・保育課作成）

## ◎ 「常勤」「非常勤」の判断について

なんとなく使用している言葉ですが、そもそもの意味を説明すると・・・

常勤、非常勤は、労働者を勤務時間で区別する概念です。

正職員や非正規職員、パートや嘱託などは労働者を雇用形態で区別する概念です。

どれもよく労働者の働き方で使われる言葉ですが、根本的な概念が違いますので、これらの言葉が混じりあってしまわないように注意してください。

次に、基本配置や加算における考え方をここで整理します。

## ◎ 「常勤」の必要勤務時間の定義は？

「常勤」について、明確に定義されている法律などはありません。

結論から言えば、施設が定めます。

概ねですが、月160時間（1日8時間 × 20日）に設定しているところが多いです。

また、例えば午前中は施設で勤務して、午後は法人本部で法人に関する事務の仕事をしている、などの場合は、常勤としては扱えません。

### ★常勤的非常勤とは？

日本語としては矛盾しているように聞こえる言葉ですが、実際に存在している言葉です。元々は役所言葉で、フルタイムで働く定数外の職員を指していました。

実際に運用されている意味としては、「1日8時間かつ有期雇用」として契約しているが、年度が替わっても引き続き契約を継続して働いている人を指します。（諸説あり）



## ◎絶対必要配置職員の内容について

### ・年齢別配置基準とは？

各年齢や子ども数に応じた職員の配置基準のことです。

重要！

- 1. 2歳児：子ども6人につき教諭1人
- 乳児：子ども3人につき教諭1人
- 上記計算に加えてさらにプラス1人

全て保育士であることが必要です。

を念頭に、下記の計算式により職員数を算出します。

$$\underbrace{\frac{1 \cdot 2 \text{歳児子ども数}}{6} + \frac{\text{乳児子ども数}}{3} + 1}_{\text{小数点第1位まで計算（第2位は切捨て）}} = \underbrace{\text{配置上必要な保育士数}}_{\text{小数点以下四捨五入}}$$

また、下記の教諭を配置することが必要です。

### ・保育標準時間対応職員が1人

在園時間の長くなる保育標準認定子どもへの保育需要に対応するため、非常勤の保育士1名を確保することが必要です。

こちらに関しては、誰かをこのポジションに指定する必要があります。

### ・年齢別配置基準にプラスして非常勤保育士が1人分

認定こども園の絶対配置必要職員でいう「休けい保育教諭」にあたる職員です。保育士の休憩時間を確保する観点や長時間開所に対応する観点から、非常勤の保育士1名分を確保することが必要です。

こちらに関しても、誰かをこのポジションに指定する必要はなく、常勤換算職員数から1人減じることで対応します。



## ・ 管理者

小規模保育施設または事業所内保育施設における**加算上の管理者**とは、下記の条件をすべてクリアしている人を指します。該当しない場合は、加減調整部分「管理者を配置していない場合」の対象となり、減算となります。

＜対象となる要件（②③はどちらかで OK）＞

- ① **常勤かつ専従であること**
- ② 児童福祉施設や小学校など、公私問わず教育・保育に関する施設に2年以上勤めた経験があること
- ③ 公的機関等が実施する施設長研修等を受講していること
- ④ 給料が、給付費から支払われていること

## ・ 非常勤調理員等

調理に関する業務を外部委託する場合や、他の施設から給食を搬入してもらう場合は、配置は無くても OK です。ただ、栄養管理加算で「(ア)配置」や「(イ)兼務」を取る場合は、ここで栄養士を雇用しておく必要があります。栄養管理加算については、後述します。

## ・ 非常勤事務職員等

管理者等、他の人が兼務する場合は配置不要です。

## ※従業員枠の子どもの場合（事業所内保育事業のみ）

事業主が雇用する職員の子どもが同施設に入所している場合、その対象の子どもの基本分単価のみ、84%で計算します（三木市の場合。）

**要注意!**

## ◎職員構成と各加算の関係図について

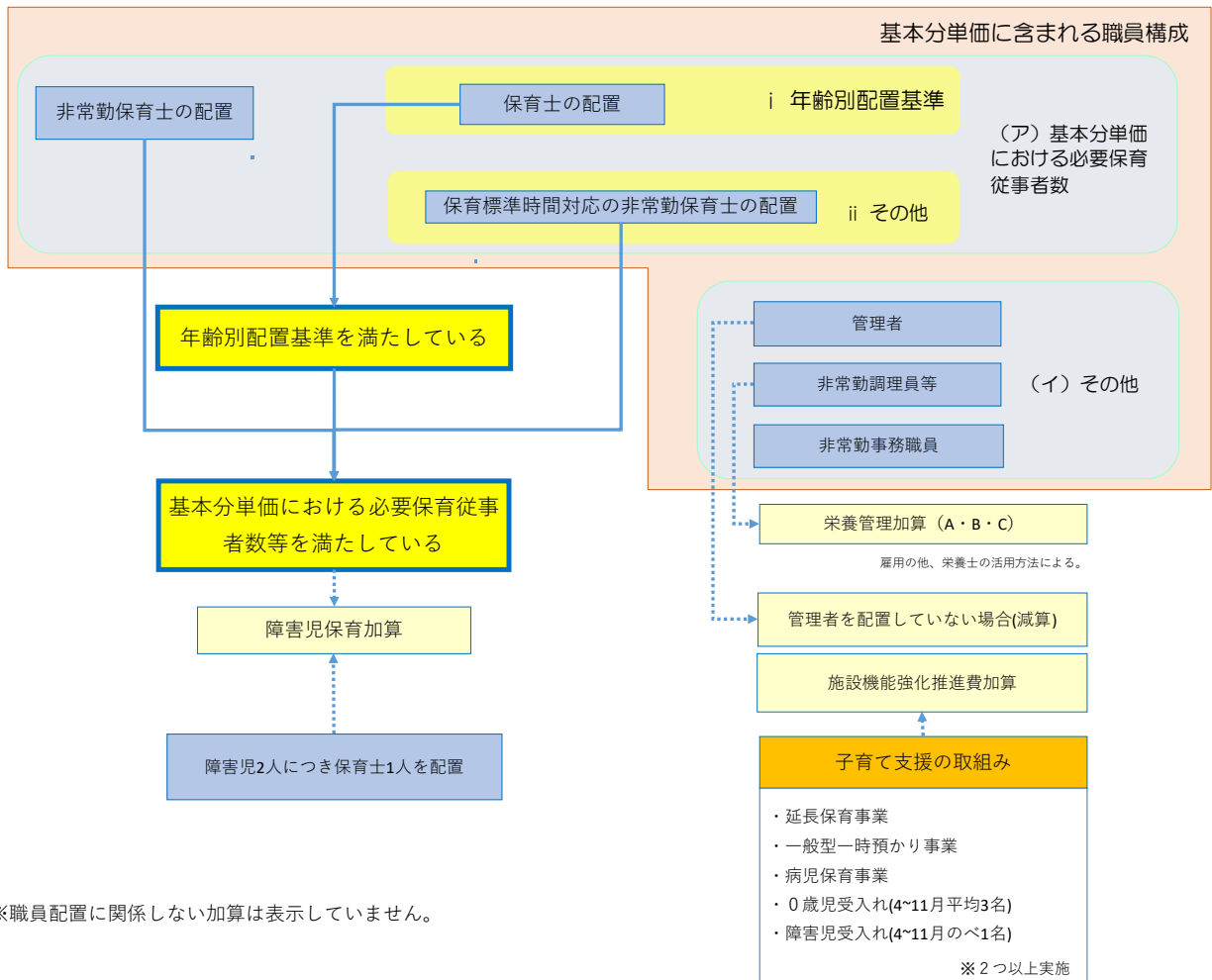
加算（減算）は、各施設において教育・保育の質を向上させるための取組みに対して、給付費を上乗せ（減額）するもので、目指すべき方向性を示しつつも、一定の多様性を認めるしくみです。

〇〇な取組をして保育の質向上！ ⇒ 「〇〇加算」で上乗せ！

絶対に配置しなきゃいけない人を配置できていない… ⇒減算…

基本的な考え方としては、認定こども園版と同様に、絶対必要配置職員を満たした上で、各加算に必要な職員を配置することで加算を取っていくことができます。逆に言えば、絶対必要配置職員の条件を満たせない場合、ほとんどの加算を取れなくなってしまいう他、不足状況によっては減算の対象になる可能性があります。

R2年度 職員配置と各加算の関係性（小規模保育事業A型）



※職員配置に関係しない加算は表示していません。

## Ⅱ 各加算について

ここからは A 型に関わる各加算についての大まかな説明になります。なお、令和 3 年 3 月時点で三木市内の施設が関わらない加算については、名前だけの紹介にしています。

なお、子育て支援の取組が必要な加算には、「★」がついています。

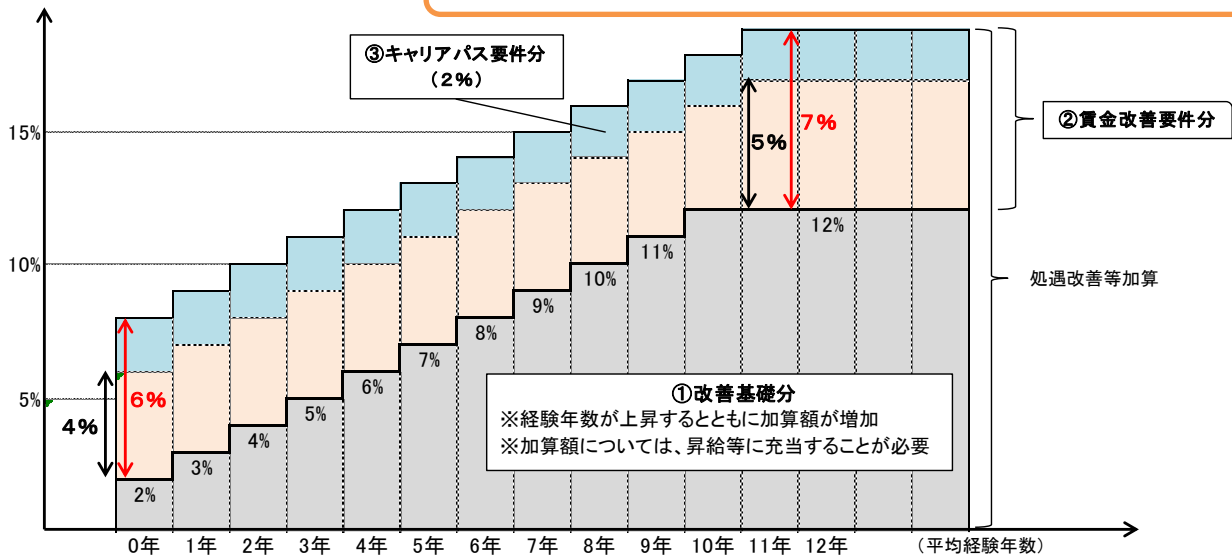
### 基本加算部分 (ベースとなる加算です。)

#### 処遇改善等加算 I について

施設に勤務する職員の平均経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップに関する取組を元に算定された **加算率** のことを言います。

<処遇改善等加算 I のイメージ図>  
(加算率)

基本的には認定こども園版と同じです。



職員 1 人当たりの 平均経験年数	加算率		
	① 改善基礎分	② 賃金改善要件分	③ うちキャリアパス要件分
11 年以上	12%	7%	2%
10 年以上 11 年未満	12%	6%	
9 年以上 10 年未満	11%		
8 年以上 9 年未満	10%		
7 年以上 8 年未満	9%		
6 年以上 7 年未満	8%		
5 年以上 6 年未満	7%		
4 年以上 5 年未満	6%		
3 年以上 4 年未満	5%		
2 年以上 3 年未満	4%		
1 年以上 2 年未満	3%		
1 年未満	2%		

## ①改善基礎分

基礎分は、算定対象職員から算出した平均経験年数に応じたパーセンテージとなります。

### i 算定対象職員について

基礎分の算定に係る対象職員は、対象年度の4月1日時点で所属する、

- **すべての常勤職員**
- **1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員**

つまり、どんな雇用形態であったとしても、

**1日6時間以上かつ月20日以上、当該施設に勤務している人**

は、算定対象とみなして計算します。逆に、

- 1日6時間未満または月20日未満勤務の非常勤職員
- 産休、育休、病休の職員に変わる代替職員
- 補助事業担当の専任職員（人件費が延長保育等の補助事業の補助対象経費になる職員）

は計算の対象外となります。

### ii 平均経験年数の算定対象

現在勤務する施設等の他に、以下の施設での経験年数も合算します。

- 教育・保育施設、地域型保育事業所
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校
- 社会福祉事業を行う施設・事業所
- 児童相談所における児童を一時保護する施設
- 認可外保育施設
- 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所（保健師、看護師又は准看護師に限ります。）

## ※注意

**要注意!**

この算定対象職員は、あくまでも基礎分のパーセンテージを出すためのものです。賃金改善の対象職員とは異なります。

## ②賃金改善要件分

①で算出された平均勤続年数を元に決めます。11年未満であれば**6%**、11年以上であれば**7%**になります。

また、この要件を受けるには、賃金改善計画を作成して、実際に職員の賃金改善を行う必要があります。

この計画書は、令和2年度でいう別紙様式4「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）」になります。

計画書の内容を大まかにいうと、**4月1日時点で施設に所属する「全職員」**が、もし基準年度（基本的には前年度）の4月1日に存在したとして、全職員の支払賃金の合計が、基準年度（基本的には前年度）と比較して、今年度は減額していないことを確認するものになります。

※様式の書き方はここでは割愛します。

## ③キャリアパス要件

キャリアアップの取組をしていない場合もしくは処遇改善加算Ⅱの認定を受けていない場合に、②で算出した賃金改善要件分から**2%**減算されます。

## ◎加算額の算定方法

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量区分⑤				処遇改善等加算Ⅰ				保育児保育加算 ※特別の支障のある利用子どもの家庭に加算				休日保育加算														
				保育標準時間認定		保育短時間認定		保育標準時間認定		保育短時間認定		処遇改善等加算Ⅰ		処遇改善等加算Ⅰ		処遇改善等加算Ⅰ														
				基本分標準	(注)	基本分標準	(注)	(注)	(注)	(注)	(注)	(注)	(注)	(注)	(注)	(注)	(注)	(注)												
3/100地域	6人から12人まで	3号	1.2歳児	190,030	(259,490)	195,400	(253,950)	+	1,790	(2,470)	×	加算率	1,740	(2,420)	×	加算率	+	136,910	(68,450)	+	1,360	(680)	×	加算率						
			乳児	258,480		253,950		+	2,470		×	加算率	2,420		×	加算率	+	68,450		+	680		×	加算率						
	13人から19人まで	3号	1.2歳児	149,180	(217,630)	146,200	(214,710)	+	1,380	(2,060)	×	加算率	1,350	(2,030)	×	加算率	+	136,910	(68,450)	+	1,360	(680)	×	加算率						
			乳児	217,630		214,710		+	2,060		×	加算率	2,030		×	加算率	+	68,450		+	680		×	加算率						
				件日保育の年間延べ利用子ども数													2,380	×	加算率											
				～ 210人														2,550	×	加算率										
				211人～ 279人														2,990	×	加算率										
				280人～ 349人														3,230	×	加算率										
				350人～ 419人														3,570	×	加算率										
				420人～ 489人														3,900	×	加算率										
				490人～ 559人														4,240	×	加算率										
				560人～ 629人														4,580	×	加算率										
				630人～ 699人														4,920	×	加算率										
				700人～ 769人														5,260	×	加算率										
				770人～ 839人														5,600	×	加算率										
				840人～ 909人														5,930	×	加算率										
				910人～ 979人														6,270	×	加算率										
				980人～ 1,049人														6,610	×	加算率										
				1,050人～																										

処遇改善等加算Ⅰの金額は、ベースとなる処遇改善等加算Ⅰをはじめ、取得した各加算に「賃金改善要件分」の形で上積みされます。最終的には、

**(ベースの加算と賃金改善要件分の合計) × 子ども数 × 12 カ月**

を求めます。

ここで得た加算額は、確実に職員の賃金改善に充てる必要があります。

## ◎加算取得までの大まかな流れ

- ①施設の平均年齢別児童数を算出します。
- ②施設として取得する加算を決めます。  
※①②については、処遇改善等加算Ⅱと共通です。①の内容については、処遇改善等加算Ⅱの項で説明します。
- ③加算率の算定対象職員を決め、勤続年数をそれぞれ調べます。
- ④③で調べた勤続年数から、平均勤続年数を算出します。
- ⑤平均勤続年数から、加算率を求めます。
- ⑥1号、2・3号それぞれで加算見込額を算出します。
- ⑦施設に勤務する職員の年間支払賃金を調査し、基準年度より加算当年度の方がたくさん賃金を支払う計画を立てます。

## ◎加算取得の際に必要な資料

- ・加算率認定申請書（別紙様式1）
- ・別紙様式1において算定対象となった職員の、
  - ①労働条件通知書（又はそれに類するもの）
  - ②辞令
  - ③履歴書
  - ④保育士証（保育士のみ）ただし、以前に提出したことがある職員で、内容に変更がない場合については、省略できます。
- ・キャリアパス要件届出書（別紙様式2）  
※この書類は、すべての施設について令和2年度にご提出いただいているので、今後は国からの指示がない限り省略可能です。
- ・賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）（別紙様式4）
- ・加算見込額計算表（地域型）

※様式番号は、令和2年度時点の資料に基づきます。

処遇改善等加算Ⅰの書類作成は複雑なため、書類作成方法はここでは割愛します。

## ◎加算対象の職員

すべての職員（常勤・非常勤問わず）が対象です。

## ◎配分について

ここで算出された処遇改善等加算Ⅰの加算額は、前述のとおり、確実に職員への処遇改善-つまりは人件費のために充てる必要があります。

また、処遇改善等加算に係る金額は、処遇Ⅱの分についても言えますが、対象者や額が偏らないように、また役職等のバランスも見ながら適切に行う必要があります。

ただ、処遇改善等加算Ⅱとは違い、「誰にいくら払う」ということを具体的に示す申請様式ではありません。

例えば、処遇Ⅱの加算を行ったことにより、副主幹保育教諭の賃金が園長や主幹保育教諭を上回ってしまいそうな場合に、処遇Ⅱの配分でカバーできない部分については、処遇Ⅰの配分で調整する、という考え方になります。

配分については、次ページのような考え方になります。

## ※非常に重要なこと！

監査では、処遇Ⅰ・Ⅱ共に「誰に」「いくら」払ったのかを確認します。

処遇Ⅱは、計画段階で「誰に」「いくら」払うのかを明記するので比較的 management がしやすいですが、特に処遇Ⅰは、申請・計画書類で配分に関する明記は不要だったとしても、職員別の配分状況はきっちり管理する必要があります。

～コラム～

## ◎県からよく指摘されること

・計画書の中で、全体でみて総支払賃金が上がっていれば OK、と言いつつも、職員単位でみると支払賃金が下がっている場合に、理由を求められます。県から見れば、「その人だけ賃金が上がっていないのはなぜ？」となるからです。

・申請に使用する様式は「こことこの数値は同じになっていないとダメ」など、各所に整合性のワナがありますので、作成には注意が必要です。

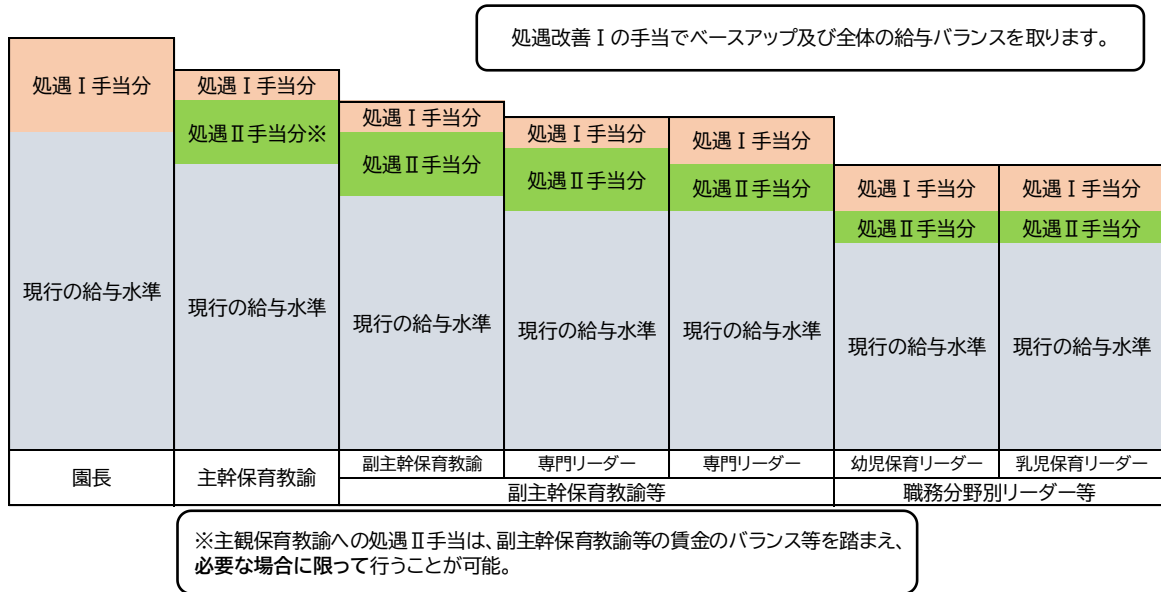
# 処遇改善における各職員への給与の考え方

令和2年10月22日  
教育・保育課入所・給付係作成

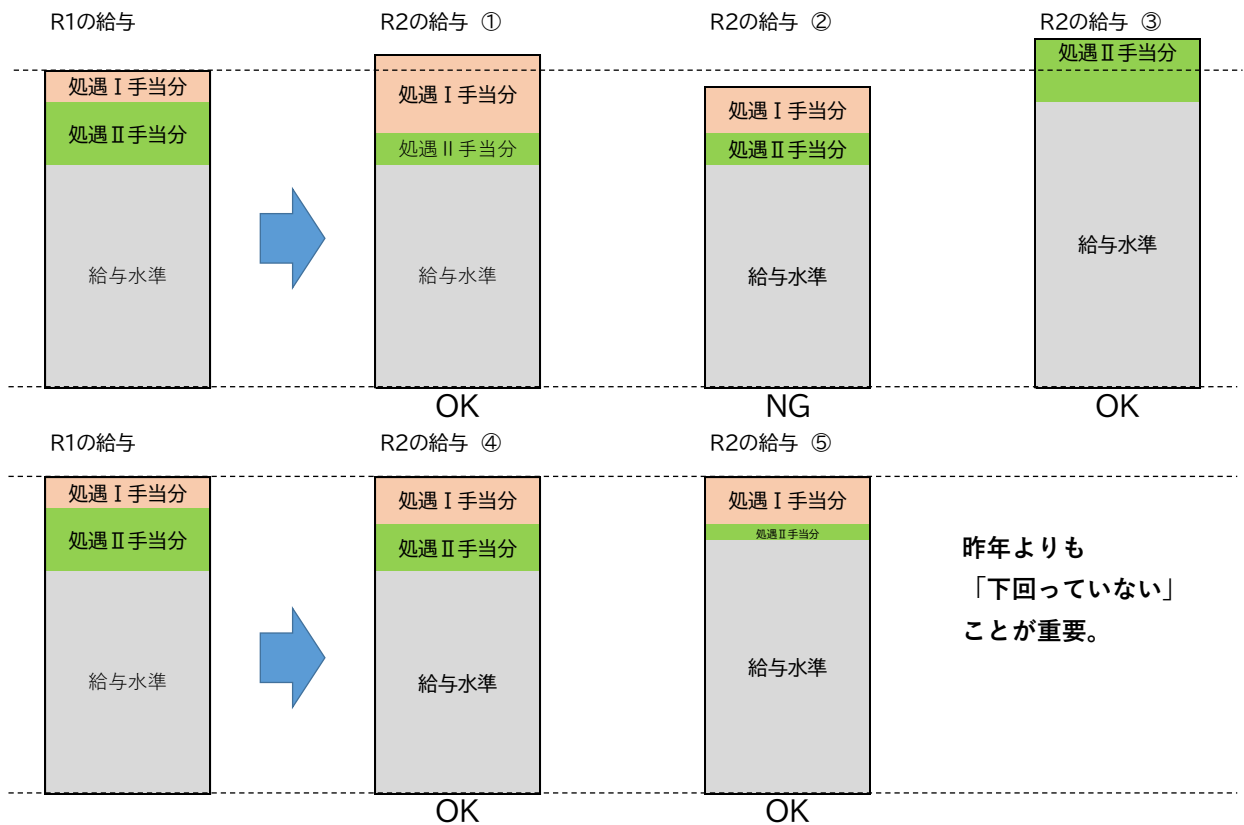
処遇改善Ⅰは職員の平均経歴(勤続)年数に応じて賃金改善を行うもの

処遇改善Ⅱは職員(対象者)役職や技能など、それぞれの専門性に応じた賃金改善を行うもの

になります。  
基本給与に対し、まずは処遇改善Ⅱに係る手当を加算し、その後に処遇改善Ⅰ(ベースアップ分及び給与バランスの調整分)を加算するのが、大まかな考え方となります。  
処遇改善Ⅰ・Ⅱの加算が行われた状態で、前年・現年を比較し、改善が図られているかを確認します。



## 考え方の例(役職等是不変、という前提です)





## 障がい児保育加算について

障がい児を受け入れている事業所において、絶対必要配置職員の中の年齢別配置基準を、下記の算式で求め、配置する場合に加算します。

具体的には、障がい児2人につき1人の配置を行う必要があります。

### <算式>

$$\frac{\begin{array}{l} 1・2歳児子ども数 \\ (障がい児を除く) \end{array}}{6} + \frac{\begin{array}{l} 乳児子ども数 \\ (障がい児を除く) \end{array}}{3} + \frac{\text{障がい児数}}{2} + 1 = \text{配置上必要な保育士数}$$

小数点第1位まで計算（第2位は切捨て） 小数点以下四捨五入

### <加算対象となる要件>

①ここでいう「障がいがある子ども」とは、障害者手帳や療育手帳を絶対に持ってないとダメ、というわけではありません。手帳を持っていてももちろん対象にはなりますが、日ごろの子どもの状況により、手帳は持っていないとしても、〇〇の理由でどうしても該当する子どもに対して加配が必要な場合など、説明できるのであれば対象に出来ます。

②「障がいがある子どもを受け入れている」とは、各月の初日において障がい児が1人以上利用していることで条件を満たせます。

### ◎加算取得の際に必要なとなる資料

- ・対象児童の状況を説明できる資料

## 夜間保育加算について

夜間保育を実施する施設に加算されるものです。

令和3年3月現在、三木市内に対象施設はありません。

## 休日保育加算について

日曜日、国民の祝日及び休日に保育を実施する施設に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模に応じて保育士等の職員を休日に確保するための経費等を加算します。

延べ利用子ども数は、例えば1人の子どもが休日保育を月に4回利用した場合は4人とカウントします。

＜加算対象となる要件＞

- ① 休日保育を提供する年間延べ利用子ども数が1名以上であること  
※他の施設を利用する子どもを休日に受入れた場合もカウントします。ただし、保育認定を受けている子どもであることが条件です。
- ② 休日における保育士の配置体制を確認できること

◎加算取得の際に必要な資料

- ・加算認定書類提出前月までの実績が記載された資料
- ・休日における保育教諭の配置体制を確認できる資料

## 減価償却費加算について

以下の要件全てに該当する施設に加算します。なお、単価は「都市部」と「標準」がありますが、三木市は「標準」区分になります。

※賃借料加算と減価償却費加算は、取れるのはどちらか一方のみです。

＜加算対象となる要件＞

- ① 小規模保育事業もしくは事業所内保育事業の用に供する建物が自己所有であること  
※施設内の一部に賃貸物件がある場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であれば、該当扱いになります。
- ② 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること
- ③ 建物を整備・改修又は取得する際に、国の補助金等の交付を受けていないこと
- ④ 賃借料加算の対象でないこと

◎加算取得の際に必要な資料

- ・市が規定する調書「減価償却費加算に係る調書」
- ・建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等（コピー）

## 賃借料加算について

以下の要件全てに該当する施設に加算します。

なお、単価は A～D の地域区分と「都市部」「標準」の人口区分がありますが、三木市は「**B 地域 標準**」区分になります。

※賃借料加算と減価償却費加算は、取れるのはどちらか一方のみです。

＜加算対象となる要件＞

①小規模保育事業もしくは事業所内保育事業の用に供する建物が賃貸物件であること

※施設内の一部に自己所有部分がある場合は、賃貸の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であれば、該当扱いになります。

②対象の賃貸物件に対する賃借料を支払っていること

③賃借料に係る国の補助金等の交付を受けていないこと

④減価償却費加算の対象でないこと

◎加算取得の際に必要な資料

- ・市が規定する調書「賃借料加算に係る調書」
- ・賃貸契約書（コピー）

## 加減調整部分について

管理者を配置していない場合などに適用される加算です。

## 連携施設を設定していない場合について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十一号)第6条に規定される連携施設を設定していない場合に減算の対象となります。

下記3つの条件にどれも当てはまらない場合は、この減算が適用されます。

＜連携施設であることを確認する条件＞

**要注意！**

①合同保育の実施

⇒園庭開放でそれぞれの児童を一緒に保育したり、共同で運動会などのイベントを行っているかどうか

②事故対応に関すること（代替保育の提供）

⇒小規模保育事業所等側の職員が、病気その他何らかの理由で保育の提供ができないときに、連携先の認定こども園等側が変わって保育の提供を行う体制を取れているか

### ③卒園児の受け入れに関すること

小規模保育事業所等は、基本的には2歳児クラスまでしかありません。その子たちの3歳児クラス以降の籍について、受入の体制を取っているか  
※「全員受入れが必須！」というよりは、連携先の認定こども園等があるから、どこにも行けなくなることは無いよ、という扱いになります。

### ◎確認するために必要な資料

加算等認定申請書において、内容の確認をします。

### ◎減算額について

市内の小規模保育事業者の場合の減算額（月額）は、

各月初日の子ども数×単価

で求めます。（単価は令和2年度改定単価の場合、1,290円です。）  
年間でいうと概ね25万円程度の減算になります。

## 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合について

児童に提供する給食を、自園調理か連携施設からの搬入以外の方法で行っている場合に適用されます。

例えば、連携施設が自園調理で給食の提供を行っているのに、小規模事業所側が三木給食に直接委託している場合などは減算の対象になります。

### ◎減算額について

三木市内の小規模保育事業所等の場合、基本分単価・処遇改善等加算Ⅰ・夜間保育加算の単価が9%減ります。

## 管理者を配置していない場合について

絶対必要配置職員の中で規定している、管理者を配置していない場合に対象となります。

### ◎減算額について

三木市内の小規模保育事業所等の場合、月額40万程度の減算になります。基本分単価の中の、管理者に係る給与などの費用分が削られるイメージです。

## 土曜日に閉所する場合

常態的に土曜日を閉所している場合に適用されます。

## 乗除調整部分について

各認定区分において利用定員を一定以上、一定期間以上に渡って超過している場合に、基本分単価や基本加算部分に係る金額を乗除調整するものです。

### 定員を恒常的に超過する場合

直前の連続する5年間、毎月常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が利用定員×120%を超えている状態の施設に減算として適用されます。

なお、利用する子ども数の調整、もしくは定員を変更することにより、年度内の年間平均在所率が120%を下回るだろうと見込まれた場合は、その見直しが行われた月の翌月から減算は解除されます。

#### <減算される加算内容>

基本分単価と基本加算部分（副食費徴収免除加算を除きます）、他の加減調整部分について算定後、その認定区分に応じた減算率を掛けます。

## 特定加算部分について

### 処遇改善等加算Ⅱについて

基本的には認定こども園版と同じです。

処遇改善等加算Ⅱは、副主任保育士や中核リーダー、専門リーダーなど、その人それぞれが持つ経験や技能によってあてられた職位に応じて賃金改善を行うことにより、キャリアアップの道筋を作る取組を行うための人件費に対して加算するものです。

そのため、この加算で算出した加算額については、必ず人件費として賃金改善に充てる必要があります。また、どの職員に、どれだけの賃金改善を行うのかを具体的に示す必要があります。もちろん対象の職員にも「あなたの処遇改善額は〇〇円ですよ」ということを示す必要があります。

#### ◎大まかな流れ

- ①施設の平均年齢別児童数を算出します。
- ②施設として取得する加算を決めます。
- ③取得した加算を元に処遇Ⅱの加算算定対象人数を算出します。
- ④③で算出した人数を元に、「人数 A」「人数 B」を算出します。
- ⑤「人数 A」「人数 B」を元に、加算見込額を算出します。
- ⑥加算見込額以上の処遇改善を行う計画を立てます。

“処遇改善等加算Ⅱを認定する”とは、

④で算出する「人数 A」「人数 B」を認定することです。

## ◎平均年齢別児童数とは

各年齢区分ごとに、どれだけの児童数が在籍しているかの年間平均を取ったものです。この児童数は、3つの方法で求めることができます。どのやり方で算出してもOKです。

- ①前年の増え方を元にした年間伸び率を元に各月の児童数を求め、平均児童数を算出する。
- ②前年の増え方が特殊で、4月の児童数を元に単純に①のやり方で求めると、実態にそぐわない場合は、手計算にて行うことも可能です。
- ③4月初日現在の児童数を平均年齢別児童数とする

※③のやり方は計算いらずで簡単ですが、年間の児童数が増えることが見込まれる場合は加算額が低くなります。

①②の方法の場合は、様式「平均年齢別児童数計算表」の提出が必要です。

## ◎加算算定対象人数とは

国から通知される処遇Ⅰ・Ⅱに関する取扱い文書に記載された、

**「これだけの子どもを預かるなら、これくらいの職員は必要ですよ。そして、この加算を取る（こういう保育のやり方をする）ならこれくらいの人員は必要ですよ」という計算上の数字です。**

これを積み上げると、「**施設には、これだけの職員数が必要ですよ**」という数字になります。

これが加算算定対象人数です。

この人数が、「人数A」「人数B」を求めるために必要な人数になります。様式「処遇Ⅱ 加算対象職員数計算表」を用います。

様式「処遇Ⅱ 加算対象職員数計算表」の法的根拠はコレです。

小規模保育事業（A型又はB型）及び事業所内保育事業（定員（小規模保育事業A型又はB型の基準が適用されるもの））	以下のa～dの合計に1.3を加え、eを減じて得た人数 a 年齢別配置基準による職員数 次の算式により算出する数 $\{1, 2 \text{ 歳児数} \times 1/6 \text{ (小数点第2位以下切り捨て)}\} + \{0 \text{ 歳児数 (同)} \times 1/3 \text{ (同)}\} + 1 \text{ (小数点第1位四捨五入)}$ ※ 障害児保育加算を受けている場合 次の算式により算出された数 $\{1, 2 \text{ 歳児数 (障害児を除く)} \times 1/6 \text{ (小数点第2位以下切り捨て)}\} + \{0 \text{ 歳児数 (同)} \times 1/3 \text{ (同)}\} + \{ \text{障害児数} \times 1/2 \text{ (同)}\} + 1 \text{ (小数点第1位以下四捨五入)}$ b 保育標準時間認定の子どもがいる場合 0.4 c 休日保育加算を受けている場合 0.5 d 栄養管理加算（A：配置）を受けている場合 0.6 e 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算を受けている場合 1
---	--



平均年齢別児童数、利用定員、そして各種加算に割り当てられた算定上の職員数を元に計算します。小数点以下は四捨五入します。

加算に割り当てられる算定上の職員数は、毎年細かいところで変わる可能性があるため、平均年齢別児童数や取得する加算が全く同じであっても、人数  $A \cdot B$  が変わってくる場合があります。

## ◎加算見込額の計算方法

加算算定対象人数を求めたら、次は「人数 A」「人数 B」を求めます。

### ★そもそも「人数 A」「人数 B」って何なのか？

あくまでイメージですが、

「人数 A」


⇒管理者、主任保育士を除く、施設の中核を担う職員数。

国は概ね全職員の 3 分の 1 くらいを想定しているようです。

「人数 B」

⇒中核を担う職員ではないが、キャリアを積み、何かしらの業務を任されている職員数。

国は概ね全職員の 5 分の 1 くらいを想定しているようです。



結果、下記のやり方で「人数 A」「人数 B」を求めます。

### ★「人数 A」「人数 B」の求め方

「人数 A」: 加算算定対象人数 ÷ 3 (小数点以下四捨五入)

「人数 B」: 加算算定対象人数 ÷ 5 (小数点以下四捨五入)

(例) 加算算定対象人数が 7 人の場合

「人数 A」:  $7 \div 3 = 2.333\dots \Rightarrow 2$  人

「人数 B」:  $7 \div 5 = 1.4 \Rightarrow 1$  人

となります。

※計算して四捨五入した結果が「0人」の場合は、「1人」とします。



## ★加算見込額の算出について

人数 A・B を求めたら、次は加算見込額を算出します。国から示される公定価格告示による加算単価を元に計算します。

### 人数 A に係る加算見込額

加算単価×人数 A×改善実施期間の月数 (千円未満切り捨て)

### 人数 B に係る加算見込額

加算単価×人数 B×改善実施期間の月数 (千円未満切り捨て)

※改善実施期間の月数は基本的に12カ月で考えてOKです。

(例)

令和2年度の小規模保育事業及び事業所内保育事業の単価：

A 48,860円 B 6,110円

「人数 A」：2人 「人数 B」：1人 の場合

人数 A に係る加算見込額

$48,860 \times 2 \times 12 = 1,172,640 \Rightarrow 1,172,000$  円

人数 B に係る加算見込額

$6,110 \times 1 \times 12 = 73,320 \Rightarrow 73,000$  円

⇒加算見込額： $1,172,000 + 73,000 = \underline{1,245,000}$  円

になります。

**注意!**

※「人数 A」に係る加算見込額と、「人数 B」に係る加算見込額を、それぞれ千円未満の切り捨てを行ってから足し合わせてください。

## ◎ 処遇改善計画（加算額の配分の方法）について

この加算で算出した加算額は、全て職員の処遇改善に充てる必要があります。 処遇改善計画は、処遇Ⅱのルールに基づいた賃金改善を加算見込額以上に行う計画である必要があります。

※計画書の作成方法は、ここでは割愛します。

## ★対象職員について

管理者、主任保育士を除く、すべての職員を対象にできます。保育士でなくても、調理員や栄養士等でも OK です。

**注意！**

※主任保育士への配分は基本的には認められていませんが、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱによる配分の結果、副主任保育士が主任保育士の給与を上回ってしまうなど、各施設の給与水準バランスが崩れてしまう場合には、主任保育士への処遇Ⅱの配分をすることができます。ただし、その金額は月額 5,000 円以上 39,999 円以下でないといけません。

また、小規模保育事業者等については、「主任保育士」を絶対に設けなければならないわけではありません。認定こども園における副主幹保育教諭に対応する職位として副主任保育士などの職位を設定していれば、その職員には 40,000 円の処遇改善を行うことができます。

## ★副主任保育士等への賃金改善について

副主任保育士や専門リーダーなど、施設の中核を担う職員に対して行う配分です。

- ① **月額 40,000 円の賃金改善を行う職員を 1 人以上確保すること。**
- ② **1 人以上の人数**に対し、配分を行うこと。

※全員が 4 万円でも OK です。（主任保育士を除く）

## ★職務分野別リーダー等への賃金改善について

障がい児保育リーダーや保護者支援リーダーなどの職員に対して行う配分です。

- ① 下限は**月額 5,000 円以上**、上限は**副主任保育士等の賃金改善グループの最低額未満**であること
- ② **「人数 B」以上の人数**に配分を行うこと。

(例)「人数 A」: 2人「人数 B」: 1人 加算見込額 1,245,000 円の場合

・副主任保育士等への賃金改善

aさん(副主幹保育教諭) @40,000×12カ月=480,000円  
bさん(専門リーダー) @40,000×12カ月=480,000円  
cさん(専門リーダー) @35,000×12カ月=420,000円  
小計 1,380,000円

※a~jさんに係る法定福利費等の事業主負担額 230,000円

副主任保育士等への賃金改善額 **1,610,000円**

・職務分野別リーダー等への賃金改善

dさん(職務分野別リーダー) @5,000×12カ月=60,000円  
小計 60,000円

※a~jさんに係る法定福利費等の事業主負担額 10,000円

副主任保育士等への賃金改善額 **70,000円**

賃金改善見込額⇒ 1,610,000 + 70,000 = **1,680,000円**

⇒加算見込額 1,245,000円 以上なので OK

副主任保育士等への賃金改善に係る配分人数

⇒3人・・・ 1人 以上なので OK

職務分野別リーダー等への賃金改善に係る配分人数

⇒1人・・・ 人数 B 以上なので OK

となります。

※法定福利費等の事業主負担額の算出方法はここでは省略します。

## ◎加算取得の際に必要な資料

- ・加算算定対象人数等認定申請書(処遇改善等加算Ⅱ)(別紙様式3)
- ・賃金改善計画書(処遇改善等加算Ⅱ)(別紙様式6) ※別添資料も提出要
- ・平均年齢別児童数計算表
- ・対象職員数計算表
- ・加算対象職員名簿

## ◎配分の際に気を付けること

- ・副主任保育士、主任保育士（必要な場合）は必ず副主任保育士等への賃金改善グループに入ります。

他の職員については、肩書も大きな基準の一つですが、施設運営の中核を担う職員であるかも重要な要素となります。

- ・4万円を超える配分は出来ません。
- ・施設としての給与水準バランスに注意してください。処遇Ⅰの説明の時に示した、「処遇改善における各職員への給与の考え方」（49ページ）も参考にしてください。
- ・賃金改善計画書（処遇Ⅱ）と、処遇Ⅱの加算対象者名簿があれば、誰に、いくら改善するのかを特定できるようにしておく必要があります。そのため、計画書と名簿の職種は合わせておくようにしてください。
- ・国からの資料で、処遇改善Ⅱの要件に「概ね7年以上」や「概ね3年以上」などの記載がありますが、これはあくまで目安ですので、施設の判断で柔軟に対象とすることができます。ただ、その職員が対象となるキャリアを積んでいることを説明できる必要があります。
- ・職種の名前については、特に法的な取り決めはありませんが、「主任保育士」と「副主任保育士」だけは、固定とさせていただけると、計画書の確認がスムーズに行えますので、ご対応をお願いできればと思います。  
（これは市からのお願いです）

## 冷暖房費加算について

夏季や冬期における冷暖房費に係る経費について、施設が所在する地域に応じて加算されるものです。

全施設が対象となります。

三木市の地域区分は「**その他地域**」になります。

## 除雪費加算について

豪雪地帯に所在する施設に対して、除雪費用に掛かる経費を3月分の単価に加算するものです。

三木市はこの対象にはなりません。

## 降灰除去費加算について

火山のふもとなど、降灰防除地域に所在する施設に対し、対応費用に掛かる経費を3月分の単価に加算するものです。

三木市はこの対象にはなりません。

## ★施設機能強化推進費加算について

防災に関する取組を実施していて、かつ下記に記載する「子育て支援の取組み」を2つ以上実施している場合に3月分の単価に加算するものです。

＜防災に関する取組に必要な条件＞

①地域の人への防災支援の協力体制づくりや、合同避難訓練等を実施していること

②取組に必要な経費総額が、16万円以上見込まれること。

ここで言う経費は、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費です。（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含みません。）

イメージ的には、防災に必要なような消耗品（備蓄食料等）や、いざというときがあると助かる備品の購入費用等が該当します。

## ★子育て支援の取組み★

以下の各種事業のうち、2つ以上事業を実施していることが必要です。  
各事業の条件は、「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合」の子育て支援の取組みと“ほぼ”同じです。

### i 延長保育事業

子ども子育て支援交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満たせます。

### ii 一般型一時預かり事業

子ども子育て支援交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満たせます。ただし、月の平均対象こどもが1人以上いることが必要です。

### iii 病児保育事業

子ども子育て支援交付金に係る同名の事業を行っている場合に要件を満たせます。

### iv 乳児が3人以上利用している施設

4月～11月の各月初日において、乳児が平均3人以上在籍していれば要件を満たせます。

### v 障がい児に対する教育・保育の提供

4月～11月の各月初日において、障がい児が平均1人以上在籍していれば要件を満たせます。ここで言う障がい児の定義は療育支援加算と同じです。療育支援加算を取得できる場合は、この要件は満たしています。

## ◎加算取得の際に必要な資料

- 16万円以上の経費を使用したこと（または予定）を証明する書類（見積書・受領書のコピーなど）
- 選択した事業の実施状況や在籍状況が分かる資料（例えば各種預かり事業であれば4月等の実績など）

## 栄養管理加算について

栄養士を活用して、継続的に食事の提供に関する継続的な指導を受ける施設に加算します。この加算でいう「栄養士」を、どういう配置にしているかにより、加算額が変わってきます。

＜継続的な指導の内容（すべてを行っていること）＞

- ・ 献立作成（施設への指導や助言を含みます）
- ・ アレルギー・アトピー等への対応（施設への指導や助言を含みます）
- ・ 食育活動の実施等（活動内容の報告が必要です）

＜栄養士の要件＞

（ア）配置・・・絶対必要配置職員もしくは他の加算に当たって求められる職員とは別に、さらに栄養士を施設が雇用している場合

（イ）兼務・・・絶対必要配置職員もしくは他の加算に当たって求められる職員が、栄養士としてのこの加算における業務を兼務している場合

（ウ）嘱託・・・（ア）と（イ）に該当しない場合で、この加算に係る業務を外部委託にて依頼している場合等

絶対必要配置職員の中で栄養士を雇用していない場合は、（ア）（イ）は取れません。

## こんな場合はどうなる？

①施設が栄養士を派遣契約により配置する場合は？

⇒この場合の派遣契約は「雇用契約等」に該当するので、「（ア）配置」です。  
ただし、「（イ）兼務」に該当する場合は「（イ）兼務」です。

②法人本部で雇用した場合は？

⇒「（ア）配置」です。  
ただし、「（イ）兼務」に該当する場合は「（イ）兼務」です。

③栄養管理業務そのものを外部委託する場合は？

⇒栄養士としての業務を委託しているので、「（ウ）嘱託」になります。



## ◎加算取得の際に必要なとなる資料

(共通)

- ・市が規定する調書「栄養管理加算に係る調書」と、職員配置が分かる書類
- ・食育活動の実施状況

(アの場合)

- ・該当する栄養士の雇用に関する書類(辞令、労働条件通知書、採用通知書)

(ウの場合)

- ・栄養士に係る委託契約書の、施設名と事業者名が分かる部分のコピー
- ・委託先の事業者が発行する栄養士の氏名及び配置が分かる資料のコピー

## 第三者評価受審加算について

一定のガイドラインに沿って、第三者評価を受審し、その結果を公表し情報提供をする場合に加算対象となり**3月のみ**加算されます。

＜加算取得に必要な条件＞

- ①「幼稚園における学校評価ガイドライン」や「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」などに沿った第三者評価であること
- ②市町村が認める第三者評価機関(または評価者)が評価を行うこと

## ◎加算取得の際に必要なとなる資料

- ・市が規定する調書「第三者評価受審加算に係る調書」
- ・各評価の実施状況が分かる資料(評価報告書など)
- ・公開保育等の実施状況が分かる資料

※評価の実施時期や契約等の都合により、公表がどうしても翌年度になってしまう場合でも、各評価が確実に行われていることを証明できる資料を提出している場合は、加算の対象になります。また、評価実施年度に加算を取らずに、公表した年度で加算を取ることも可能です。

**要注意!**

**第三者評価の受審は、5年に1度を想定されていることから、この加算については、5年に1度しか取れません。**



## 参考にした資料等

- ・ 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準（令和3年3月31日内閣府告示第14号）
- ・ 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和3年3月31日付け府子本第451号・2文科初第2117号・子発0331第8号）
- ・ 施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて（令和3年3月24日付け府子本第368号・2文科初第1966号・子発0324第11号）
- ・ 子ども・子育て支援新制度について（令和2年10月内閣府・子ども子育て本部）
- ・ 施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る認定申請書等記載要領（令和3年度分）
- ・ 公定価格に関するFAQ
- ・ 給付費単価一覧表

# 認定区分早見表

※誕生日が6月10日として

	誕生 6月10日	4月1日 6月10日	4月1日 6月10日	4月1日 6月10日	4月1日 6月10日	4月1日 6月10日	4月1日 6月10日	4月1日 6月10日	4月1日 6月10日	4月1日	
年齢	0歳	満1歳	満2歳	満3歳	満4歳	満5歳	満6歳				
年度	←→		←→		←→		←→		←→		小学校入学
クラス	0歳児		1歳児	2歳児	3歳児 (年少)	4歳児 (年中)	5歳児 (年長)				
教育・保育 給付認定	3号認定 (保育)			2号認定 (保育)							
				1号認定 (教育)							
施設等利用 給付認定	新 3号認定				新 2号認定						
					新 1号認定						

三木市教育委員会

教育振興部 教育・保育課 入所・給付係